

# 御殿場市地域防災計画（案）新旧対照表

## 目 次

全編（文言共通修正） …	1
共通対策編 ……	2
地震対策編 ……	17
風水害対策編 ……	23
火山災害対策編 ……	25
大火災対策編 ……	26
大規模事故対策編 ……	30
資料編 ……	32

## 全編に渡り共通した文言修正

(下記修正以外の修正が無い箇所については新旧対照表省略しております)

## 防災基本計画修正に伴う修正

- 平常時 → 平時
- り災 → 罹災
- あり方 → 在り方
- もしくは → 若しくは
- 予め → あらかじめ

## 社名変更による修正

- 西日本電信電話株式会社 → NTT 西日本株式会社
- 東日本電信電話株式会社 → NTT 東日本株式会社

# 共通対策編

御殿場市地域防災計画（共通対策編）の一部を修正する新旧対照表

旧		新		備考	
共通 -2-	第1章 総則 (略) 5 指定地方行政機関	第1章 総則 (略) 5 指定地方行政機関		指定地方行政機関の追加令和7年6月10日付け内閣府告示第97号  農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正	
	機 関 名	機 関 名	処理すべき事務又は業務		
	(略)	(略)	(略)		
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u>		
	(略)	(略)	(略)		
共通 -3-	農林水産省関東農政局静岡県拠点	農林水産省関東農政局静岡県拠点	<u>(削除)</u> <u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u>		
	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)		
	国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）	国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）	国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）	<u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。</u>	道路啓開計画の策定主体を記載（道路法第二十二条の三）
	イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、災害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置	イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、災害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、 <u>道路管理者等</u> で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置			

御殿場市地域防災計画（共通対策編）の一部を修正する新旧対照表

		旧	新	備考																				
		<p>(オ) 県及び市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 <u>(ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）</u></p> <p>(カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>	<p>(オ) 県及び市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 <u>(削除)</u></p> <p>(カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>	災害対策用派遣機械の運用を踏まえた修正																				
共通 -7-	第2節 市の自然条件 1 位置及び境域 (略) ・面積・人口等 令和6年3月現在	<table border="1"> <thead> <tr> <th>東西</th> <th>南北</th> <th>面積</th> <th>人口</th> <th>人口密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約24km</td> <td>約16km</td> <td>194.90k m<sup>2</sup></td> <td>約8万4千人</td> <td>約455人/k m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	東西	南北	面積	人口	人口密度	約24km	約16km	194.90k m <sup>2</sup>	約8万4千人	約455人/k m <sup>2</sup>	<p>令和7年3月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>東西</th> <th>南北</th> <th>面積</th> <th>人口</th> <th>人口密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約24km</td> <td>約16km</td> <td>194.90k m<sup>2</sup></td> <td>約8万<u>3</u>千人</td> <td>約455人/k m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	東西	南北	面積	人口	人口密度	約24km	約16km	194.90k m <sup>2</sup>	約8万 <u>3</u> 千人	約455人/k m <sup>2</sup>	時点修正
東西	南北	面積	人口	人口密度																				
約24km	約16km	194.90k m <sup>2</sup>	約8万4千人	約455人/k m <sup>2</sup>																				
東西	南北	面積	人口	人口密度																				
約24km	約16km	194.90k m <sup>2</sup>	約8万 <u>3</u> 千人	約455人/k m <sup>2</sup>																				
共通 -9-	第4章 予想される災害と地域 (略) 8 複合災害・連続災害			時点修正																				
共通 -10-	第2章 災害予防計画 この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。			時点修正																				
	第1節 通信施設等整備改良計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災行政無線</td> <td> <p>ア 固定系 災害時等の場合には、市民等への情報伝達、避難誘導等を防災行政無線を通じて行う。</p> <p>・親局1局、屋外子局26局、戸別受信機26,447台（令和5年度末時点） (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	防災行政無線	<p>ア 固定系 災害時等の場合には、市民等への情報伝達、避難誘導等を防災行政無線を通じて行う。</p> <p>・親局1局、屋外子局26局、戸別受信機26,447台（令和5年度末時点） (略)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災行政無線</td> <td> <p>ア 固定系 災害時等の場合には、市民等への情報伝達、避難誘導等を防災行政無線を通じて行う。</p> <p>・親局1局、屋外子局26局、戸別受信機<u>26,770</u>台（<u>令和7年12月</u>末時点） (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	防災行政無線	<p>ア 固定系 災害時等の場合には、市民等への情報伝達、避難誘導等を防災行政無線を通じて行う。</p> <p>・親局1局、屋外子局26局、戸別受信機<u>26,770</u>台（<u>令和7年12月</u>末時点） (略)</p>	時点修正												
区分	内容																							
防災行政無線	<p>ア 固定系 災害時等の場合には、市民等への情報伝達、避難誘導等を防災行政無線を通じて行う。</p> <p>・親局1局、屋外子局26局、戸別受信機26,447台（令和5年度末時点） (略)</p>																							
区分	内容																							
防災行政無線	<p>ア 固定系 災害時等の場合には、市民等への情報伝達、避難誘導等を防災行政無線を通じて行う。</p> <p>・親局1局、屋外子局26局、戸別受信機<u>26,770</u>台（<u>令和7年12月</u>末時点） (略)</p>																							
	第6節 住民の避難体制																							

御殿場市地域防災計画（共通対策編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考												
共通 -17-	<p>(略)</p> <p>3 避難所の指定、整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>⑦ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 2次的避難所の整備</p> <p>① 福祉避難所</p> <p>(略)</p> <p>・市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「<u>市町</u>福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 防災訓練</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 避難所の指定、整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>⑦ 市は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 2次的避難所の整備</p> <p>① 福祉避難所</p> <p>(略)</p> <p>・市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「<u>市</u>福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 防災訓練</p> <p>(略)</p>	<p>能登半島地震を踏まえた修正</p>												
共通 -19-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災訓練のための交通の禁止又は制限</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県公安委員会</u>は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で<u>区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限</u>することができる。</li> <li>・<u>その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置することとなっている。</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	防災訓練のための交通の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県公安委員会</u>は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で<u>区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限</u>することができる。</li> <li>・<u>その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置することとなっている。</u></li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災訓練のための交通の禁止又は制限</td> <td> <p><u>県警察</u>は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で<u>道路交通法に基づく交通規制を実施</u>することができる。</p> <p><u>(削除)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	防災訓練のための交通の禁止又は制限	<p><u>県警察</u>は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で<u>道路交通法に基づく交通規制を実施</u>することができる。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>災害対策基本法、道路交通法を踏まえた修正</p>
区 分	内 容														
(略)	(略)														
防災訓練のための交通の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県公安委員会</u>は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で<u>区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限</u>することができる。</li> <li>・<u>その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置することとなっている。</u></li> </ul>														
区 分	内 容														
(略)	(略)														
防災訓練のための交通の禁止又は制限	<p><u>県警察</u>は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で<u>道路交通法に基づく交通規制を実施</u>することができる。</p> <p><u>(削除)</u></p>														
共通 -22-	<p>第8節 自主防災組織の育成</p> <p>(略)</p> <p>7 自主防災組織と消防団との連携</p> <p>(略)</p> <p>○消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。そ</p>	<p>第8節 自主防災組織の育成</p> <p>(略)</p> <p>7 自主防災組織と消防団との連携</p> <p>(略)</p> <p>○消防団と自主防災組織<u>や防災士等の多様な主体と</u>の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練</p>	<p>能登半島地震を踏まえた修正</p>												

御殿場市地域防災計画（共通対策編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考												
共通 -24-	<p>の際、女性の参画の促進に努めるものとする。 (略)</p> <p>第11節 ボランティア活動に関する計画</p> <p>市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、御殿場市社会福祉協議会及び御殿場市ボランティア連絡協議会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を<u>図り</u>、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。</p> <p>1 ボランティア活動の支援 <u>(追加)</u></p> <p>(略) <u>(追加)</u></p> <p>第12節 要配慮者支援計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時要配慮者支援体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び <u>平常</u>時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、<u>避難支援計画の策定</u>等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。 (略)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な<u>者</u>であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 (略)</li> <li>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、<u>当該市町</u>の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	災害時要配慮者支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び <u>平常</u>時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、<u>避難支援計画の策定</u>等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。 (略)</li> </ul>	避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な<u>者</u>であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 (略)</li> <li>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、<u>当該市町</u>の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・</li> </ul>	<p>の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。 (略)</p> <p>第11節 ボランティア活動に関する計画</p> <p>市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、御殿場市社会福祉協議会及び御殿場市ボランティア連絡協議会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を<u>図るものとする。また、</u>災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、</u>その環境整備を図るものとする。</p> <p>1 ボランティア活動の支援 <u>〇市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(略) <u>〇市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組み地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p>第12節 要配慮者支援計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時要配慮者支援体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び 平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</u>等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。 (略)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な<u>高齢者及び障害のある人等</u>であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 (略)</li> <li>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、<u>当市</u>の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	災害時要配慮者支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び 平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</u>等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。 (略)</li> </ul>	避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な<u>高齢者及び障害のある人等</u>であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 (略)</li> <li>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、<u>当市</u>の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・</li> </ul>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
区 分	内 容														
災害時要配慮者支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び <u>平常</u>時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、<u>避難支援計画の策定</u>等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。 (略)</li> </ul>														
避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な<u>者</u>であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 (略)</li> <li>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、<u>当該市町</u>の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・</li> </ul>														
区 分	内 容														
災害時要配慮者支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び 平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</u>等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。 (略)</li> </ul>														
避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な<u>高齢者及び障害のある人等</u>であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 (略)</li> <li>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、<u>当市</u>の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・</li> </ul>														

御殿場市地域防災計画（共通対策編）の一部を修正する新旧対照表

		旧	新	備考																
共通 -25-		<p>備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常</u>時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</li> <li>市は、<u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></li> <li>市は、個別避難計画に係る取組に関して、県から事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じ支援を受けるよう努めるものとする。</li> </ul>	<p>安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</li> <li>市は、<u>個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></li> <li>市は、個別避難計画に係る取組に関して、県から事例や留意点などの提示、研修会<u>や訓練</u>の実施等の取組を通じ支援を受けるよう努めるものとする。</li> </ul>	能登半島地震を踏まえた修正																
(略)		(略)																		
第14節 応急住宅・災害廃棄物処理		第14節 応急住宅・災害廃棄物処理																		
共通 -26-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物処理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>円滑</u>・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>あり方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	災害廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>円滑</u>・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>あり方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物処理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>適正かつ円滑</u>・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>在り方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</li> <li>市は、<u>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	災害廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>適正かつ円滑</u>・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>在り方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</li> <li>市は、<u>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></li> </ul>	表現の適正化					
区分	内容																			
(略)	(略)																			
災害廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>円滑</u>・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>あり方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p>																			
区分	内容																			
(略)	(略)																			
災害廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>適正かつ円滑</u>・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>在り方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</li> <li>市は、<u>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></li> </ul>																			
第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画		第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画		防災基本計画の修正に伴う修正																
共通 -27-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災機能を有する道の駅が開設された場合は、広域的な防災拠点<u>もしくは</u>地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ライフライン事業者</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>下水道</u>施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても<u>下水道</u>の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		市	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災機能を有する道の駅が開設された場合は、広域的な防災拠点<u>もしくは</u>地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p>	(略)	(略)	ライフライン事業者	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>下水道</u>施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても<u>下水道</u>の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災機能を有する道の駅が開設された場合は、広域的な防災拠点<u>若しくは</u>地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。</li> <li>市は、<u>地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ライフライン事業者</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>水道事業者及び</u>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>上下水道</u>施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても<u>上下水道</u>の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。<u>ま</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	市	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災機能を有する道の駅が開設された場合は、広域的な防災拠点<u>若しくは</u>地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。</li> <li>市は、<u>地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u></li> </ul>	(略)	(略)	ライフライン事業者	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>水道事業者及び</u>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>上下水道</u>施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても<u>上下水道</u>の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。<u>ま</u></li> </ul>	表現の適正化
区分	内容																			
市	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災機能を有する道の駅が開設された場合は、広域的な防災拠点<u>もしくは</u>地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p>																			
(略)	(略)																			
ライフライン事業者	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>下水道</u>施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても<u>下水道</u>の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</li> </ul>																			
区分	内容																			
市	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災機能を有する道の駅が開設された場合は、広域的な防災拠点<u>若しくは</u>地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。</li> <li>市は、<u>地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u></li> </ul>																			
(略)	(略)																			
ライフライン事業者	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>水道事業者及び</u>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>上下水道</u>施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても<u>上下水道</u>の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。<u>ま</u></li> </ul>																			
				能登半島地震を踏まえた修正																

		旧	新	備考																
			<p><u>た、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p>	を踏まえた修正																
共通 -28-		<p>第16節 被災者生活再建支援に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>実施体制の整備</td> <td> <p>・市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や<u>り災</u>証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、<u>り災</u>証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア 住家被害の調査及び<u>り災</u>証明書交付の訓練 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>システムの活用</td> <td> <p>・市は、<u>住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について</u>検討するものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	実施体制の整備	<p>・市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や<u>り災</u>証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、<u>り災</u>証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア 住家被害の調査及び<u>り災</u>証明書交付の訓練 (略)</p>	システムの活用	<p>・市は、<u>住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について</u>検討するものとする。</p>	<p>第16節 被災者生活再建支援に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>実施体制の整備</td> <td> <p>・市は、災害時に<u>罹災</u>証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や<u>罹災</u>証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、<u>罹災</u>証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア 住家被害の調査及び<u>罹災</u>証明書交付の訓練 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>システムの活用</td> <td> <p>・市は、<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に</u>検討するものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	実施体制の整備	<p>・市は、災害時に<u>罹災</u>証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や<u>罹災</u>証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、<u>罹災</u>証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア 住家被害の調査及び<u>罹災</u>証明書交付の訓練 (略)</p>	システムの活用	<p>・市は、<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に</u>検討するものとする。</p>	静岡県において実施する施策等の反映表現の適正化
	区分	内容																		
	(略)	(略)																		
実施体制の整備	<p>・市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や<u>り災</u>証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、<u>り災</u>証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア 住家被害の調査及び<u>り災</u>証明書交付の訓練 (略)</p>																			
システムの活用	<p>・市は、<u>住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について</u>検討するものとする。</p>																			
区分	内容																			
(略)	(略)																			
実施体制の整備	<p>・市は、災害時に<u>罹災</u>証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や<u>罹災</u>証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、<u>罹災</u>証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア 住家被害の調査及び<u>罹災</u>証明書交付の訓練 (略)</p>																			
システムの活用	<p>・市は、<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に</u>検討するものとする。</p>																			
	<p>第18節 複合災害対策及び連続災害対策</p> <p>○県、市及び防災関係機関は、地震、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・<u>連続災害</u>（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が<u>複雑化</u>することにより被害が深刻化し<u>災害対策</u>が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○県、市及び防災関係機関は、様々な複合災害・<u>連続災害</u>を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性の高い複合災害・<u>連続災害</u>を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第20節 災害に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第18節 複合災害対策</p> <p>○県、市及び防災関係機関は、地震、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が<u>複合化</u>することにより被害が深刻化し<u>災害応急対策</u>が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○県、市及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性の高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第20節 災害に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p><u>○市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。</u></p>	能登半島地震を踏まえた修正																	
共通 -29-	<p>第3章 災害応急対策計画</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p>	災害対策基本法改正に伴う修正																	

御殿場市地域防災計画（共通対策編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考																																
共通 -31-	<p>(略)</p> <p>第1節 総則</p> <p>(略)</p> <p>4 この計画を理解し実施するための留意事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>相互協力</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>法第4条（都道府県の責務）、第5条（<u>市町</u>の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。</li> <li>(略)</li> <li>市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</li> <li>(略)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 動員・受援計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td> <p>市長は、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他応援に関し必要な事項</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	相互協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第4条（都道府県の責務）、第5条（<u>市町</u>の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。</li> <li>(略)</li> <li>市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</li> <li>(略)</li> </ul>	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	区 分	内 容	(略)	(略)	市	<p>市長は、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他応援に関し必要な事項</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>第1節 総則</p> <p>(略)</p> <p>4 この計画を理解し実施するための留意事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>相互協力</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>法第4条（都道府県の責務）、第5条（<u>市町村</u>の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。</li> <li>(略)</li> <li>市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>災害廃棄物</u>処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</li> <li>(略)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>活動体制</u></td> <td><u>災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 動員・受援計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>市長は、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</u></li> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他応援に関し必要な事項</li> </ul> <p><u>市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	相互協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第4条（都道府県の責務）、第5条（<u>市町村</u>の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。</li> <li>(略)</li> <li>市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>災害廃棄物</u>処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</li> <li>(略)</li> </ul>	(略)	(略)	<u>活動体制</u>	<u>災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u>	区 分	内 容	(略)	(略)	市	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>市長は、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</u></li> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他応援に関し必要な事項</li> </ul> <p><u>市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>
区 分	内 容																																		
(略)	(略)																																		
相互協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第4条（都道府県の責務）、第5条（<u>市町</u>の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。</li> <li>(略)</li> <li>市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</li> <li>(略)</li> </ul>																																		
(略)	(略)																																		
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																		
区 分	内 容																																		
(略)	(略)																																		
市	<p>市長は、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他応援に関し必要な事項</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p>																																		
区 分	内 容																																		
(略)	(略)																																		
相互協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第4条（都道府県の責務）、第5条（<u>市町村</u>の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。</li> <li>(略)</li> <li>市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>災害廃棄物</u>処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</li> <li>(略)</li> </ul>																																		
(略)	(略)																																		
<u>活動体制</u>	<u>災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u>																																		
区 分	内 容																																		
(略)	(略)																																		
市	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>市長は、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</u></li> <li>ア 応援を必要とする理由</li> <li>イ 応援を必要とする人員、資機材等</li> <li>ウ 応援を必要とする場所</li> <li>エ 応援を必要とする期間</li> <li>オ その他応援に関し必要な事項</li> </ul> <p><u>市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対</u></p>																																		
共通 -33-																																			

		旧		新		備考																
					<p><u>する応急措置の実施の要請をしよう求めるものとする。</u></p> <p><u>・市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に 照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u></p>																	
		(略)	(略)	(略)	(略)																	
共通		第4節 通信情報計画 (略)		第4節 通信情報計画 (略)																		
-35-		2 情報伝達手段及び通信 系統 情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート <sup>1</sup> の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。 災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため県、市及び関係機関を結ぶ通信系統は資料編（4-1-1）による。 また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（SOB O-WE B）に集約できるよう努めるものとする。 <u>(追加)</u>  (略)		2 情報伝達手段及び通信 系統 情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート <sup>1</sup> の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。 災害が発生し、 <u>若しくは</u> 発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため県、市及び関係機関を結ぶ通信系統は資料編（4-1-1）による。 また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を <u>新</u> 総合防災情報システム（SO B O-WE B）に集約できるよう努めるものとする。 <u>災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</u>  (略)		能登半島地震を踏まえた修正																
共通		第6節 災害救助法の実施計画 (略)		第6節 災害救助法の実施計画 (略)																		
-39-		3 災害救助法の適用手続等		3 災害救助法の適用手続等																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>救助法 費用限度額</td> <td><u>費用限度額は、別表による。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	救助法 費用限度額	<u>費用限度額は、別表による。</u>	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>救助法 費用限度額</td> <td><u>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」による。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	救助法 費用限度額	<u>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」による。</u>	(略)	(略)		抜粋箇所の変更
区 分	内 容																					
(略)	(略)																					
救助法 費用限度額	<u>費用限度額は、別表による。</u>																					
(略)	(略)																					
区 分	内 容																					
(略)	(略)																					
救助法 費用限度額	<u>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」による。</u>																					
(略)	(略)																					
		第7節 避難救出計画 (略)		第7節 避難救出計画 (略)																		
		4 避難所の開設・運営等 (略)		4 避難所の開設・運営等 (略)																		

御殿場市地域防災計画（共通対策編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考
共通 -44-	<p>(1) 避難所の開設</p> <p>① 市</p> <p>(略)</p> <p>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p>	<p>(1) 避難所の開設</p> <p>① 市</p> <p>(略)</p> <p>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u>を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p>	能登半島地震を踏まえた修正
共通 -45-	<p>(2) 避難所の管理、運営</p> <p>(略)</p> <p>② 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難所開設当初からパーテーション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>オ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p>(略)</p> <p>シ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮</p> <p>(略)</p> <p>ソ <u>女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮</u></p> <p>タ 避難所における女性や<u>子供</u>等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や<u>子供</u>等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 避難所の管理、運営</p> <p>(略)</p> <p>② 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーテーション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>オ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及び<u>快適な</u>トイレ設置、<u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置</u>の状況等の把握</p> <p>(略)</p> <p>シ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ<u>の人</u>、乳幼児、<u>外国人</u>等の要配慮者への配慮</p> <p>(略)</p> <p>ソ <u>男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、各活動班への男女両方の配置、防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保キッズスペースや学習スペースの設置、仕事別に班分けした性別に偏らない組織づくり等、性別や世代等を問わないニーズへの配慮</u></p> <p>タ 避難所における<u>人権と安全を守るため</u>、女性や<u>こども</u>等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や<u>こども</u>等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正 表現の適正化 性別に偏らない組織づくりに向けた修正
共通 -46-	<p>5 災害救助法に基づく市の実施事項</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>(略)</p> <p>②費用の限度</p> <p>・<u>資料編（7-2）のとおり。</u></p> <p>(略)</p>	<p>5 災害救助法に基づく市の実施事項</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>(略)</p> <p>②費用の限度</p> <p>・<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準</u>のとおり。</p> <p>(略)</p>	抜粋箇所の変更
	<p>6 知事に対する応援 要請</p> <p>(略)</p>	<p>6 知事に対する応援 要請</p> <p>(略)</p>	

御殿場市地域防災計画（共通対策編）の一部を修正する新旧対照表

旧	新	備考
<p>(2) 県管理施設の利用</p> <p><u>○ 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u></p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>○ 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○ 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p>○ 市長は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(6 (2)から移設)</u></p> <p><u>(6 (2)から移設)</u></p> <p><u>(6 (2)から移設)</u></p>	<p>(2) 県管理施設の利用</p> <p><u>(移設・修正)</u></p> <p><u>(移設・修正)</u></p> <p><u>(移設・修正)</u></p> <p>○ 市長は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。</p> <p><u>7 物資の備蓄、調達、供給関係</u></p> <p><u>○市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。</u></p> <p><u>○ 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段を確保する。</u></p> <p><u>○ 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>

	旧	新	備考								
共通 -47-	<p><u>(6 (2)から移設)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>7 避難行動要支援者への支援</b> (略)</p> <p>ア 安否確認・避難誘導</p> <p>市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、<u>避難支援計画</u>等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。</p> <p>さらに、<u>県及び市</u>は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。 (略)</p> <p><b>8 広域避難・広域一時滞在</b></p> <p>○ <u>被災市</u>は、災害の規模、被災者の避難案・収容状況、避難の長期化等に鑑み、<u>被災市</u>の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</p>	<p>○市は、<u>新物資システム（B-P L o）</u>を活用し、施設（<u>備蓄倉庫・物資拠点・避難所</u>）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、<u>最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p>○ <u>市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、新物資システム（B P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p><b>8 避難行動要支援者への支援</b> (略)</p> <p>ア 安否確認・避難誘導</p> <p>市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、<u>個別避難計画</u>等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。</p> <p>さらに、<u>市</u>は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。 (略)</p> <p><b>9 広域避難・広域一時滞在</b></p> <p>○ <u>市は、災害の規模、被災者の避難案・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p>○ <u>市は、広域一時滞在の受入市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第9節 食料供給計画 (略)</p> <p>2 災害救助法に基づく市の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用の限度</td> <td><u>資料編（7-2）のとおり</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	費用の限度	<u>資料編（7-2）のとおり</u>	(略)	(略)	<p>法改正に伴う修正</p> <p>項目追加による修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>項目追加による修正</p> <p>文言修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>抜粋箇所の変更</p>
区 分	内 容										
(略)	(略)										
費用の限度	<u>資料編（7-2）のとおり</u>										
(略)	(略)										
共通 -48-	<p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>									
共通 -50-	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>									

御殿場市地域防災計画（共通対策編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考																																		
共通 -51-	<p>第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画 (略)</p> <p>2 災害救助法に基づく市の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用の限度</td> <td><u>資料編(7-2)のとおり</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	費用の限度	<u>資料編(7-2)のとおり</u>	(略)	(略)	<p>第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画 (略)</p> <p>2 災害救助法に基づく市の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用の限度</td> <td><u>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	費用の限度	<u>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u>	(略)	(略)	<p>抜粋個所の変更</p>																		
区 分	内 容																																				
(略)	(略)																																				
費用の限度	<u>資料編(7-2)のとおり</u>																																				
(略)	(略)																																				
区 分	内 容																																				
(略)	(略)																																				
費用の限度	<u>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u>																																				
(略)	(略)																																				
共通 -52-	<p>第11節 給水計画</p> <p>この計画は、災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために市、市民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。</p> <p>1 実施主体と実施内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	(略)	(略)	<p>第11節 給水計画</p> <p>この計画は、災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために市、<u>水道事業者</u>、市民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。</p> <p>1 実施主体と実施内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>水道事業者</u></td> <td><u>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	<u>水道事業者</u>	<u>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u>	(略)	(略)	<p>能登半島地震を踏まえた修正</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正</p>																		
区 分	内 容																																				
(略)	(略)																																				
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																				
(略)	(略)																																				
区 分	内 容																																				
(略)	(略)																																				
<u>水道事業者</u>	<u>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u>																																				
(略)	(略)																																				
共通 -55-	<p>第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 (略)</p> <p>4 災害救助法に基づく市の実施事項 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">応急仮設住宅設置(県直接実施)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>規模及び費用</td> <td><u>資料編(7-2)のとおり</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅応急修理</td> <td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>規模及び費用</td> <td><u>資料編(7-2)のとおり</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		応急仮設住宅設置(県直接実施)	(略)	(略)	規模及び費用	<u>資料編(7-2)のとおり</u>	(略)	(略)	住宅応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	(略)	規模及び費用	<u>資料編(7-2)のとおり</u>	(略)	(略)	<p>第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 (略)</p> <p>4 災害救助法に基づく市の実施事項 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">応急仮設住宅設置(県直接実施)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>規模及び費用</td> <td><u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅応急修理</td> <td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>規模及び費用</td> <td><u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		応急仮設住宅設置(県直接実施)	(略)	(略)	規模及び費用	<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u>	(略)	(略)	住宅応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	(略)	規模及び費用	<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u>	(略)	(略)	<p>抜粋個所の変更</p> <p>抜粋個所の変更</p> <p>抜粋個</p>
区 分	内 容																																				
応急仮設住宅設置(県直接実施)	(略)	(略)																																			
	規模及び費用	<u>資料編(7-2)のとおり</u>																																			
	(略)	(略)																																			
住宅応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	(略)																																			
	規模及び費用	<u>資料編(7-2)のとおり</u>																																			
	(略)	(略)																																			
区 分	内 容																																				
応急仮設住宅設置(県直接実施)	(略)	(略)																																			
	規模及び費用	<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u>																																			
	(略)	(略)																																			
住宅応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	(略)																																			
	規模及び費用	<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u>																																			
	(略)	(略)																																			

御殿場市地域防災計画（共通対策編）の一部を修正する新旧対照表

		旧		新		備考	
		日常生活に必要な最小限度の部分の修理	(略) 規模及び費用	(略) <u>資料編(7-2)のとおり</u>	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	(略) <u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準</u> のとおり	所の変更
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		第16節 遺体の捜索及び措置埋葬計画		第16節 遺体の捜索及び措置埋葬計画			
		2 実施主体と実施内容		2 実施主体と実施内容		表現の適正化	
共通	-60-	区分	内 容		区分	内 容	
		遺体の捜索	市町員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。		遺体の捜索	市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
共通	-61-	市	市長は、遺体の捜索、措置、火葬について、 <u>当該市町</u> で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。 <u>(追加)</u> ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数 イ 捜索が必要な地域 ウ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 カ 広域火葬の応援が必要な遺体数		市長は、遺体の捜索、措置、火葬について、 <u>当市</u> で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。 <u>ア 必要な医師数</u> <u>イ</u> 捜索、措置、火葬に必要な職員数 <u>ウ</u> 捜索が必要な地域 <u>エ</u> 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否 <u>オ</u> 必要な輸送車両の台数 <u>カ</u> 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 <u>キ</u> 広域火葬の応援が必要な遺体数	他の記載を踏まえた修正	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		3 災害救助法に基づく実施事項		3 災害救助法に基づく実施事項			
		区分	内 容		区分	内 容	
		費用の限度	(略)		費用の限度	(略)	
			<u>資料編(7-2)のとおり</u>			<u>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u>	
		(略)		(略)			
		第17節 障害物除去計画		第17節 障害物除去計画			
		1 災害救助法に基づく実施事項		1 災害救助法に基づく実施事項		抜粋箇所の変更	
共通	-62-	区分	内 容		区分	内 容	
		費用の限度	(略)		費用の限度	(略)	
			<u>資料編(7-2)のとおり</u>			<u>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u>	
		(略)		(略)			

		旧	新	備考																								
共通 -67-	第20節 交通応急対策計画 (略) 1 陸上交通の確保 (略) (3) 県知事又は県公安委員会の実施事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における交通の規制等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</li> <li>・ <u>県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</u></li> </ul>                     (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急通行車両の確認</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。</u></li> <li>・ <u>確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料編（8-2-1）及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>緊急通行車両の事前届け出</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して<u>事前の届出</u>をすることができる。</li> </ul>                     (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	災害時における交通の規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</li> <li>・ <u>県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</u></li> </ul> (略)	(略)	(略)	緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。</u></li> <li>・ <u>確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料編（8-2-1）及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。</u></li> </ul>	緊急通行車両の事前届け出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して<u>事前の届出</u>をすることができる。</li> </ul> (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における交通の規制等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、<u>災害対策基本法に基づき</u>、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</li> <li><u>(削除)</u></li> </ul>                     (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急通行車両の届出</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して<u>届出（「緊急通行車両確認届出書」）</u>をすることができる。</li> </ul>                     (略)                 </td> </tr> <tr> <td>緊急通行車両の確認</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急標章」資料編（8-2-1）及び「緊急通行車両事前確認証明書」を交付する。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	災害時における交通の規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、<u>災害対策基本法に基づき</u>、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</li> <li><u>(削除)</u></li> </ul> (略)	(略)	(略)	緊急通行車両の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して<u>届出（「緊急通行車両確認届出書」）</u>をすることができる。</li> </ul> (略)	緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急標章」資料編（8-2-1）及び「緊急通行車両事前確認証明書」を交付する。</u></li> </ul>	(略)	(略)	内容重複による修正  災害対策基本法施行令等の一部改正による修正  記載の整理 (項目入れ替え)
	区 分	内 容																										
	災害時における交通の規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</li> <li>・ <u>県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</u></li> </ul> (略)																										
	(略)	(略)																										
	緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両 ② の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。</u></li> <li>・ <u>確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」資料編（8-2-1）及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。</u></li> </ul>																										
	緊急通行車両の事前届け出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して<u>事前の届出</u>をすることができる。</li> </ul> (略)																										
	(略)	(略)																										
	区 分	内 容																										
	災害時における交通の規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、<u>災害対策基本法に基づき</u>、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</li> <li><u>(削除)</u></li> </ul> (略)																										
	(略)	(略)																										
緊急通行車両の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して<u>届出（「緊急通行車両確認届出書」）</u>をすることができる。</li> </ul> (略)																											
緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急標章」資料編（8-2-1）及び「緊急通行車両事前確認証明書」を交付する。</u></li> </ul>																											
(略)	(略)																											
共通 -70-	第21節 応急教育計画 3 災害救助法に基づく実施事項 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用の限度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>資料編（7-2）のとおり</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	費用の限度	(略)		<u>資料編（7-2）のとおり</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用の限度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	費用の限度	(略)		<u>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u>	抜粋箇所の変更												
	区 分	内 容																										
	費用の限度	(略)																										
	<u>資料編（7-2）のとおり</u>																											
区 分	内 容																											
費用の限度	(略)																											
	<u>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u>																											

御殿場市地域防災計画（共通対策編）の一部を修正する新旧対照表

		旧	新	備考													
共通 -73-		(略)	(略)	組織改編等による修正													
		第24節 応援協力計画 (略)	第24節 応援協力計画 (略)														
		2 実施方法	2 実施方法														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画団体に対する応援協力要請</td> <td>ア 要請は、県男女共同参画センター運営主体、<u>県地域女性団体連絡協議会</u>の長等に対して行うものとする。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		内 容	(略)	(略)	男女共同参画団体に対する応援協力要請	ア 要請は、県男女共同参画センター運営主体、 <u>県地域女性団体連絡協議会</u> の長等に対して行うものとする。 (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画団体に対する応援協力要請</td> <td>ア 要請は、県男女共同参画センター運営主体の長等に対して行うものとする。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	男女共同参画団体に対する応援協力要請
区 分	内 容																
(略)	(略)																
男女共同参画団体に対する応援協力要請	ア 要請は、県男女共同参画センター運営主体、 <u>県地域女性団体連絡協議会</u> の長等に対して行うものとする。 (略)																
(略)	(略)																
区 分	内 容																
(略)	(略)																
男女共同参画団体に対する応援協力要請	ア 要請は、県男女共同参画センター運営主体の長等に対して行うものとする。 (略)																
(略)	(略)																
共通 -93-		(略)	(略)	表現の適正化  表現の適正化													
		第31節 突発的災害に係る応急対策計画 (略)	第31節 突発的災害に係る応急対策計画 (略)														
		第4章 復旧・復興対策 2 被災者の支援 (略)	第4章 復旧・復興対策 2 被災者の支援 (略)														
		(1) 市が実施する事項	(1) 市が実施する事項														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>義援金の募集等</td> <td>ア <u>市町</u>への義援金を受け付けるために、市役所、<u>町役場</u>等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>租税の減免等</td> <td>地方税法及び条例に基づき、<u>市町</u>税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	義援金の募集等	ア <u>市町</u> への義援金を受け付けるために、市役所、 <u>町役場</u> 等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 (略)	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、 <u>市町</u> 税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>義援金の募集等</td> <td>ア <u>市</u>への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>租税の減免等</td> <td>地方税法及び条例に基づき、<u>市</u>税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	義援金の募集等	ア <u>市</u> への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 (略)	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、 <u>市</u> 税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
区 分	内 容																
(略)	(略)																
義援金の募集等	ア <u>市町</u> への義援金を受け付けるために、市役所、 <u>町役場</u> 等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 (略)																
租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、 <u>市町</u> 税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。																
区 分	内 容																
(略)	(略)																
義援金の募集等	ア <u>市</u> への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 (略)																
租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、 <u>市</u> 税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。																

# 地震対策編

御殿場市地域防災計画（地震対策編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考														
地震 -12-	<p>第1章 総 則 (略)</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 市 (略)</p> <p>(13) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における <u>市町</u>有施設及び設備の整備又は点検 (略)</p> <p>2 県 (略)</p> <p>(18) <u>市町</u>、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の 地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整 (略)</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>5 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追 加)</u></td> <td><u>(追 加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	<u>(追 加)</u>	<u>(追 加)</u>	<p>第1章 総 則 (略)</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 市 (略)</p> <p>(13) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における <u>市</u>有施設及び設備の整備又は点検 (略) (略)</p> <p>2 県 (略)</p> <p>(18) <u>市</u>、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の 地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整 (略)</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>5 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>総務省中部管区 行政評価局 (静岡行政監視行政相 談センター)</u></td> <td><u>ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設</u></td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 静岡県拠点</td> <td><u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、 森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の 業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状 況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収 集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農 林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に 関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業 務</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	<u>総務省中部管区 行政評価局 (静岡行政監視行政相 談センター)</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設</u>	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、 森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の 業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状 況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収 集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農 林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に 関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業 務</u>	<p>表現の 適正化</p> <p>表現の 適正化</p> <p>指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け内閣府告示第97号</p> <p>農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務																
(略)	(略)																
<u>(追 加)</u>	<u>(追 加)</u>																
機 関 名	処理すべき事務又は業務																
(略)	(略)																
<u>総務省中部管区 行政評価局 (静岡行政監視行政相 談センター)</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設</u>																
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、 森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の 業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状 況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収 集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農 林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に 関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業 務</u>																
地震 -13-	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>(追 加)</u></td> <td><u>(追 加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>(追 加)</u>	<u>(追 加)</u>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>総務省中部管区 行政評価局 (静岡行政監視行政相 談センター)</u></td> <td><u>ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>総務省中部管区 行政評価局 (静岡行政監視行政相 談センター)</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設</u>	<p>表現の 適正化</p>										
<u>(追 加)</u>	<u>(追 加)</u>																
<u>総務省中部管区 行政評価局 (静岡行政監視行政相 談センター)</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設</u>																
地震 -14-	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>農林水産省関東農政局 静岡県拠点</td> <td><u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u></td> </tr> </tbody> </table>	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>農林水産省関東農政局 静岡県拠点</td> <td><u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、 森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の 業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状 況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収 集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農 林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に 関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業 務</u></td> </tr> </tbody> </table>	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、 森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の 業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状 況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収 集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農 林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に 関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業 務</u>	<p>農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正</p>										
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u>																
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、 森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の 業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状 況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収 集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農 林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に 関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業 務</u>																

		旧		新		備考
地震 -17-		(略)	(略)	(略)	(略)	道路啓開計画の策定主体を記載 (道路法第二十二條の三)
		国土交通省中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	(略) イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 (略)	国土交通省中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	(略) イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、 <u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき</u> 、道路啓開を実施する。 (略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(3) 指定地方公共機関		(3) 指定地方公共機関		
		機 関 名	処理すべき事務又は業務	機 関 名	処理すべき事務又は業務	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		静岡放送(株)沼津支社 (株)テレビ静岡 沼津支社 (株)静岡朝日テレビ 東部支部 (株)静岡第一テレビ 東部支局 静岡エフエム放送(株)	(略) イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、 <u>市</u> 、 <u>町</u> 、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること (略)	静岡放送(株)沼津支社 (株)テレビ静岡 沼津支社 (株)静岡朝日テレビ 東部支部 (株)静岡第一テレビ 東部支局 静岡エフエム放送(株)	(略) イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、 <u>市</u> 、 <u>町</u> 、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること (略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
地震 -23-		第4節 地震災害予防対策の推進	第4節 地震災害予防対策の推進	第4節 地震災害予防対策の推進	表現の 適正化	
		(略)	(略)	(略)		
		8 危険予想地域における災害の予防	8 危険予想地域における災害の予防	8 危険予想地域における災害の予防		
		(略)	(略)	(略)		
	(2) <u>平常時</u> に実施する災害予防措置		(2) <u>平時</u> に実施する災害予防措置		表現の 適正化	
	区 分	内 容	区 分	内 容		
	避難誘導体制整備	市長は、要避難地区の市民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、	避難誘導体制整備	市長は、要避難地区の市民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、		

御殿場市地域防災計画（地震対策編）の一部を修正する新旧対照表

		旧		新		備考																															
		自主防災組織等の協力を得ながら、 <u>平常時より</u> これらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。	(略)	自主防災組織等の協力を得ながら、 <u>平時から</u> これらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。	(略)	表現の適正化																															
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
地震 -26-		1 2 緊急輸送活動体制の整備 ○ 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路管理者は <u>国が作成する</u> 道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。	(略)	1 2 緊急輸送活動体制の整備 ○ 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路管理者は <u>道路管理者等で構成する協議会で策定した</u> 道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。	(略)	道路啓開計画の策定主体を記載 (道路法第二十二條の三)																															
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
	第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応	II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	(略)	II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	(略)																																
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
地震 -31-		第4節 市のとるべき措置 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。	(略)	第4節 市のとるべき措置 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する <u>他すぐに避難を行える態勢を維持する等</u> の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。	(略)	内閣府の資料を踏まえた修正																															
	(略)	市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。	(略)	市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。	(略)																																
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
	第5章 災害応急対策	(略)	(略)	第5章 災害応急対策	(略)																																
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
	第1 4節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策	(略)	(略)	第1 4節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策	(略)																																
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通信</td> <td>株式会社 NTTド コモ東海 支社静岡 支店</td> <td>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、<u>災害用音声お届けサービス</u>を提供する。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区	分	内	容	(略)	(略)	(略)	(略)	通信	株式会社 NTTド コモ東海 支社静岡 支店	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、 <u>災害用音声お届けサービス</u> を提供する。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通信</td> <td>株式会社 NTTド コモ東海 支社静岡 支店</td> <td>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、を提供する。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区	分	内	容	(略)	(略)	(略)	(略)	通信	株式会社 NTTド コモ東海 支社静岡 支店	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、を提供する。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		サービス終了に伴う修正
区	分	内	容																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																		
通信	株式会社 NTTド コモ東海 支社静岡 支店	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、 <u>災害用音声お届けサービス</u> を提供する。	(略)																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																		
区	分	内	容																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																		
通信	株式会社 NTTド コモ東海 支社静岡 支店	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、を提供する。	(略)																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																		
地震 -38-		(略)	(略)	(略)	(略)																																

御殿場市地域防災計画（地震対策編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考																						
地震 -41-	<p>(略)</p> <p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>(略)</p> <p>2 静岡県警察（御殿場警察署）</p> <table border="1"> <tr> <td>社会秩序を維持する活動</td> <td><u>第4章第8節及び</u>、第5章第8節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	社会秩序を維持する活動	<u>第4章第8節及び</u> 、第5章第8節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。	(略)	(略)	機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>(略)</p> <p>2 静岡県警察（御殿場警察署）</p> <table border="1"> <tr> <td>社会秩序を維持する活動</td> <td>第5章第8節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）</u></td> <td><u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u></td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局静岡県拠点</td> <td><u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	社会秩序を維持する活動	第5章第8節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。	(略)	(略)	機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	(略)	(略)	<u>総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u>	農林水産省関東農政局静岡県拠点	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u>	(略)	(略)	<p>誤記修正</p> <p>指定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付 内閣府告示第97号</p> <p>農林水産省 震災対応マニュアルを 踏まえた修正</p>
社会秩序を維持する活動	<u>第4章第8節及び</u> 、第5章第8節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。																								
(略)	(略)																								
機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項																								
(略)	(略)																								
社会秩序を維持する活動	第5章第8節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。																								
(略)	(略)																								
機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項																								
(略)	(略)																								
<u>総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u>																								
農林水産省関東農政局静岡県拠点	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u>																								
(略)	(略)																								
地震 -42-	<table border="1"> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </table> <p>農林水産省関東農政局 静岡県拠点</p> <p><u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u></p>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<p>農林水産省関東農政局 静岡県拠点</p> <p><u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u></p>																					
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																								
地震 -43-	<p>環境省 関東地方環境事務所</p> <p>(略)</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、<u>被害状況</u>、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p> <p>(略)</p>	<p>環境省 関東地方環境事務所</p> <p>(略)</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化</p>																						

御殿場市地域防災計画（地震対策編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考																				
地震 -54-	<p>(略)</p> <p>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 静岡県拠点</td> <td><u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u>	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）</u></td> <td><u>被災者への情報提供及び行政相談等を実施するための準備</u></td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 静岡県拠点</td> <td><u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	<u>総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）</u>	<u>被災者への情報提供及び行政相談等を実施するための準備</u>	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u>	(略)	(略)	<p>定地方行政機関の追加 令和7年6月10日付け内閣府告示第97号</p> <p>農林水産省震災対応マニュアルを踏まえた修正</p>
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																						
(略)	(略)																						
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																						
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u>																						
(略)	(略)																						
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																						
(略)	(略)																						
<u>総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）</u>	<u>被災者への情報提供及び行政相談等を実施するための準備</u>																						
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u>																						
(略)	(略)																						
地震 -64-	<p>(略)</p> <p>第9節 交通の確保活動</p> <p>(略)</p> <p>1 陸上交通の確保対策</p> <p>(3) 交通規制計画</p> <p>県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 緊急輸送車両の確認等</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第9節 交通の確保活動</p> <p>(略)</p> <p>1 陸上交通の確保対策</p> <p>(3) 交通規制計画</p> <p>県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合において、必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 緊急輸送車両の確認等</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化</p>																				

御殿場市地域防災計画（地震対策編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考																
地震 -65-	<p>イ 確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両について<u>は、事前に必要事項の届出</u>をすることができる。</p> <p>ウ これらの<u>届出</u>等及び確認の手続きについては、別に定める。</p> <p>(略)</p> <p>第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置</p> <p>(略)</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通信 (<u>西日本電信電話株式会社</u> 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海支社)</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、<u>西日本電信電話株式会社</u>及び<u>東日本電信電話株式会社</u>の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。</li> <li>・災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web 171 及び<u>災害用音声お届け</u>の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	通信 ( <u>西日本電信電話株式会社</u> 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海支社)	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、<u>西日本電信電話株式会社</u>及び<u>東日本電信電話株式会社</u>の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。</li> <li>・災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web 171 及び<u>災害用音声お届け</u>の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</li> </ul> <p>(略)</p>	(略)	(略)	<p>イ 確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両について<u>申出</u>をすることができる。</p> <p>ウ これらの<u>申出</u>等及び確認の手続きについては、別に定める。</p> <p>(略)</p> <p>第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置</p> <p>(略)</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通信 (<u>NTT 西日本株式会社</u> 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海支社)</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、<u>NTT 西日本株式会社</u>及び<u>NTT 東日本株式会社</u>の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。</li> <li>・災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web 171 の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	通信 ( <u>NTT 西日本株式会社</u> 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海支社)	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、<u>NTT 西日本株式会社</u>及び<u>NTT 東日本株式会社</u>の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。</li> <li>・災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web 171 の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</li> </ul> <p>(略)</p>	(略)	(略)	<p>災害対策基本法施行令等の一部改正による修正</p> <p>社名変更による修正</p> <p>サービス終了に伴う修正</p>
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
通信 ( <u>西日本電信電話株式会社</u> 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海支社)	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、<u>西日本電信電話株式会社</u>及び<u>東日本電信電話株式会社</u>の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。</li> <li>・災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web 171 及び<u>災害用音声お届け</u>の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</li> </ul> <p>(略)</p>																		
(略)	(略)																		
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
通信 ( <u>NTT 西日本株式会社</u> 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ東海支社)	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、<u>NTT 西日本株式会社</u>及び<u>NTT 東日本株式会社</u>の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。</li> <li>・災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web 171 の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</li> </ul> <p>(略)</p>																		
(略)	(略)																		
地震 -70-	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																

# 風水害対策編

御殿場市地域防災計画（風水害対策編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考
風水害 -2-	<p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>(略)</p> <p>・市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、<u>都市的土地利用を誘導しないもの</u>とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 河川災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>2 浸水想定区域の指定及び指定に伴う実施事項</p> <p>県は洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水区域として指定しており現在、本市の関係する浸水想定区域は黄瀬川が指定されている。</p> <p>本市の河川が、浸水想定河川区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域（洪水、雨水出水）ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 盛土災害防除計画</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>(略)</p> <p>・市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、<u>都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断すること</u>とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 河川災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>2 浸水想定区域の指定及び指定に伴う実施事項</p> <p>県は洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水区域として指定しており現在、本市の関係する浸水想定区域は黄瀬川が指定されている。</p> <p>本市の河川が、浸水想定河川区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域（洪水、雨水出水）ごとに、洪水予報等の伝達方法（<u>水防法第15条第1項第1号</u>）、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 盛土災害防除計画</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>誤認がないよう法律追記</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
風水害 -9-	<p>(略)</p> <p>○ 市は県とともに、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、<u>市町</u>において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>○ 市は県とともに、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、<u>市</u>において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	

御殿場市地域防災計画（風水害対策編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考
風水害 -10-	<p>第11節 避難誘導體制の整備計画</p> <p>市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、<u>平常時</u>より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、<u>避難支援計画の策定等</u>の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 避難誘導體制の整備計画</p> <p>市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、<u>平時</u>より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</u>、避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

# 火山災害対策編

御殿場市地域防災計画（火山災害対策編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考																												
火山 -9-	(略) 第2章 災害予防計画（ <u>平常時</u> 対策） (略) 第3節 避難計画 (略)	(略) 第2章 災害予防計画（ <u>平時</u> 対策） (略) 第3節 避難計画 (略)	表現の適正化																												
火山 -13-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火現象</th> <th>避難対象</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">融雪型 火山泥流</td> <td>影響想定範囲</td> <td>可能性マップの示す範囲（図4を参照） （融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）</td> </tr> <tr> <td>避難対象エリア</td> <td>融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域※1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	噴火現象	避難対象	説明	(略)	(略)	(略)	融雪型 火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（図4を参照） （融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域※1	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火現象</th> <th>避難対象</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">融雪型 火山泥流</td> <td>影響想定範囲</td> <td>可能性マップの示す範囲（図4を参照） （融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）</td> </tr> <tr> <td>避難対象エリア</td> <td>融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	噴火現象	避難対象	説明	(略)	(略)	(略)	融雪型 火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（図4を参照） （融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域	(略)	(略)		誤記修正
噴火現象	避難対象	説明																													
(略)	(略)	(略)																													
融雪型 火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（図4を参照） （融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）																													
	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域※1																													
(略)	(略)																														
噴火現象	避難対象	説明																													
(略)	(略)	(略)																													
融雪型 火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（図4を参照） （融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）																													
	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域																													
(略)	(略)																														
火山 -25-	(略) 第2節 避難指示等 (略) 5 警戒区域の設定 (略)	(略) 第2節 避難指示等 (略) 5 警戒区域の設定 (略)	表現の適正化																												
火山 -33-	(略) 第4節 交通規制 (略) 交通規制の実施基準	(略) 第4節 交通規制 (略) 交通規制の実施基準	誤記修正																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>交通規制エリア</th> <th>交通規制対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒 レベル5</td> <td>第1次～第3次避難対象 エリア</td> <td>・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等</td> </tr> <tr> <td>噴火後</td> <td>第1次～第4次B避難対象 エリア</td> <td>・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	交通規制エリア	交通規制対応	(略)	(略)	(略)	噴火警戒 レベル5	第1次～第3次避難対象 エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等	噴火後	第1次～第4次B避難対象 エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>交通規制エリア</th> <th>交通規制対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒 レベル5</td> <td>第1次～第2次避難対象エリア</td> <td>・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等</td> </tr> <tr> <td>噴火後</td> <td>第1次～第4次避難対象エリア</td> <td>・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	交通規制エリア	交通規制対応	(略)	(略)	(略)	噴火警戒 レベル5	第1次～第2次避難対象エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等	噴火後	第1次～第4次避難対象エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等					
実施時期	交通規制エリア	交通規制対応																													
(略)	(略)	(略)																													
噴火警戒 レベル5	第1次～第3次避難対象 エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等																													
噴火後	第1次～第4次B避難対象 エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等																													
実施時期	交通規制エリア	交通規制対応																													
(略)	(略)	(略)																													
噴火警戒 レベル5	第1次～第2次避難対象エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等																													
噴火後	第1次～第4次避難対象エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等																													

# 大火災対策編

御殿場市地域防災計画（大規模事故対策編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考																
大火災 -4-	<p>I 大火災対策計画 (略)</p> <p>第2章 火災予防計画 第1節 消防体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<p>I 大火災対策計画 (略)</p> <p>第2章 火災予防計画 第1節 消防体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>通信手段の確保</u></td> <td><u>市は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	<u>通信手段の確保</u>	<u>市は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。</u>	岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正				
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																		
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
<u>通信手段の確保</u>	<u>市は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。</u>																		
大火災 -5-	<p>第3節 林野火災対策の推進 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>予防設備の整備</u></td> <td>関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。 <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>防災知識の普及啓発</td> <td>市は、静岡県山火事予防運動<u>期間中等</u>ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品<u>等による広報活動や</u>、県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小学校児童、中等学校生徒、各種団体等に対し、<u>山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。</u> その際、枯れ草等のある火災が起りやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。  <u>(追加)</u>  <u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	<u>予防設備の整備</u>	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。 <u>(追加)</u>	防災知識の普及啓発	市は、静岡県山火事予防運動 <u>期間中等</u> ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品 <u>等による広報活動や</u> 、県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小学校児童、中等学校生徒、各種団体等に対し、 <u>山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。</u> その際、枯れ草等のある火災が起りやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。  <u>(追加)</u>  <u>(追加)</u>	<p>第3節 林野火災対策の推進 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>事前の準備</u></td> <td><u>・市は、関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。</u> <u>・気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること等に留意して備えを行う必要があることから、消防機関を始めとする県及び市町は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>防災知識の普及啓発</td> <td>市は、<u>林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、静岡県山火事予防運動の機会や、</u>ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品、<u>SNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知を行うとともに、山火事予防運動期間中、</u>県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小学校児童、中等学校生徒、各種団体等に対し山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。 その際、枯れ草等のある火災が起りやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。  <u>・市は、当市の自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。</u>  <u>・市は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	<u>事前の準備</u>	<u>・市は、関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。</u> <u>・気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること等に留意して備えを行う必要があることから、消防機関を始めとする県及び市町は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。</u>	防災知識の普及啓発	市は、 <u>林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、静岡県山火事予防運動の機会や、</u> ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品、 <u>SNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知を行うとともに、山火事予防運動期間中、</u> 県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小学校児童、中等学校生徒、各種団体等に対し山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。 その際、枯れ草等のある火災が起りやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。  <u>・市は、当市の自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。</u>  <u>・市は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危</u>	岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
<u>予防設備の整備</u>	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。 <u>(追加)</u>																		
防災知識の普及啓発	市は、静岡県山火事予防運動 <u>期間中等</u> ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品 <u>等による広報活動や</u> 、県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小学校児童、中等学校生徒、各種団体等に対し、 <u>山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。</u> その際、枯れ草等のある火災が起りやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。  <u>(追加)</u>  <u>(追加)</u>																		
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
<u>事前の準備</u>	<u>・市は、関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。</u> <u>・気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること等に留意して備えを行う必要があることから、消防機関を始めとする県及び市町は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。</u>																		
防災知識の普及啓発	市は、 <u>林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、静岡県山火事予防運動の機会や、</u> ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品、 <u>SNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知を行うとともに、山火事予防運動期間中、</u> 県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小学校児童、中等学校生徒、各種団体等に対し山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。 その際、枯れ草等のある火災が起りやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。  <u>・市は、当市の自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。</u>  <u>・市は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危</u>																		

御殿場市地域防災計画（大規模事故対策編）の一部を修正する新旧対照表

		旧		新		備考
					<u>険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。</u>	岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正
		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<b>警戒の強化</b>	<u>・市は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u> <u>・市は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u>	
		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<b>消火活動関係</b>	<u>・消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。</u> <u>・市は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。</u> <u>・市は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進するものとする。</u> <u>・林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、市は消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。</u> <u>・市は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。</u>	岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正
	(略)			(略)		
	第3章 災害応急対策計画 (略)			第3章 災害応急対策計画 (略)		
	第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動			第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動		
大火災 -7-	区 分	内 容		区 分	内 容	
	市消防活動体制	市は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、市消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。		市消防活動体制	<u>・市は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、市消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。</u>	
						岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正

御殿場市地域防災計画（大規模事故対策編）の一部を修正する新旧対照表

旧		新		備考
	(追加)		<ul style="list-style-type: none"> <li>消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</li> <li>消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。また、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消防隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行い、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</li> <li>消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</li> </ul>	
	(略) (追加)		(略)	岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正
広域協力活動体制	(追加)	広域協力活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は被災市町からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。</li> <li>県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。</li> </ul>	
大規模林野火災対策	(追加) (略) (追加)	大規模林野火災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。</li> <li>(略)</li> <li>林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、市は、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</li> </ul>	岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)		
II 大爆発対策計画		II 大爆発対策計画		
第1章 総則		第1章 総則		
(略)		(略)		
第2節 予想される災害		第2節 予想される災害		
(略)		(略)		

御殿場市地域防災計画（大規模事故対策編）の一部を修正する新旧対照表

		旧				新				備考			
大火災 -12-	市内危険物施設					市内危険物施設					時点修正		
	区 分		計	区分		計	区 分		計				
	製 造 所		6	給 油 取扱所		70	製 造 所		6	給 油 取扱所		<u>71</u>	
	貯蔵所	屋 内 貯蔵所	83	取扱所	第1種販売 "	2	貯蔵所	屋 内 貯蔵所	<u>82</u>	取扱所		第1種販売 "	2
		屋外タンク "	119		第2種販売 "			屋外タンク "	119			第2種販売 "	
		屋内タンク "	6		移 送 "			屋内タンク "	6			移 送 "	
		地下タンク "	85		一 般 "	79		地下タンク "	<u>84</u>			一 般 "	79
		簡易タンク "	1		小 計	151		簡易タンク "	<u>0</u>			小 計	<u>152</u>
		移動タンク "	28		合 計	484		移動タンク "	<u>27</u>			合 計	<u>481</u>
		屋 外 "	5					屋 外 "	5				
小 計		333				小 計		<u>329</u>					
(略)					(略)								

# 大規模事故対策編

御殿場市地域防災計画（大規模事故対策編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考																																																
大事故 -3-	<p>6 大規模事故対策編 I 道路事故対策計画 第1章 総則 (略) 第2節 予想される事故と地域</p> <p>1 市内の道路状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>22,317</td> <td>(令和5年4月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>3</td> <td>35,748</td> <td>(令和5年4月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>14</td> <td>87,996</td> <td>(令和5年4月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>3,394</td> <td>806,860</td> <td>(令和6年4月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,143</td> <td>952,921</td> <td>(市道以外は次年度更新)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3 市内の交通事故件数等 市内の交通事故発生件数は、昭和52年の314件から以後増加傾向が続き、平成13年には1,018件と過去最多を記録したが、それ以降は減少傾向にある。5年中の交通事故は353件で、死者数は2人となっており減少傾向を維持している。</p> <p>(略)</p>	道路の種類	路線数	実延長数		高速自動車国道	2	22,317	(令和5年4月1日現在)	一般国道	3	35,748	(令和5年4月1日現在)	県道	14	87,996	(令和5年4月1日現在)	市道	3,394	806,860	(令和6年4月1日現在)	合計	3,143	952,921	(市道以外は次年度更新)	<p>6 大規模事故対策編 I 道路事故対策計画 第1章 総則 (略) 第2節 予想される事故と地域</p> <p>1 市内の道路状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>22,317</td> <td>(令和5年4月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>3</td> <td>35,748</td> <td>(令和5年4月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>14</td> <td><u>87,996</u></td> <td>(令和5年4月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td><u>3,395</u></td> <td><u>811,620</u></td> <td>(令和7年4月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>3,143</u></td> <td><u>952,921</u></td> <td>(市道以外は次年度更新)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3 市内の交通事故件数等 市内の交通事故発生件数は、昭和52年の314件から以後増加傾向が続き、平成13年には1,018件と過去最多を記録したが、それ以降は減少傾向にある。令和6年中の交通事故は<u>340</u>件で、死者数は<u>5</u>人となっており減少傾向を維持している。</p> <p>(略)</p>	道路の種類	路線数	実延長数		高速自動車国道	2	22,317	(令和5年4月1日現在)	一般国道	3	35,748	(令和5年4月1日現在)	県道	14	<u>87,996</u>	(令和5年4月1日現在)	市道	<u>3,395</u>	<u>811,620</u>	(令和7年4月1日現在)	合計	<u>3,143</u>	<u>952,921</u>	(市道以外は次年度更新)	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
道路の種類	路線数	実延長数																																																	
高速自動車国道	2	22,317	(令和5年4月1日現在)																																																
一般国道	3	35,748	(令和5年4月1日現在)																																																
県道	14	87,996	(令和5年4月1日現在)																																																
市道	3,394	806,860	(令和6年4月1日現在)																																																
合計	3,143	952,921	(市道以外は次年度更新)																																																
道路の種類	路線数	実延長数																																																	
高速自動車国道	2	22,317	(令和5年4月1日現在)																																																
一般国道	3	35,748	(令和5年4月1日現在)																																																
県道	14	<u>87,996</u>	(令和5年4月1日現在)																																																
市道	<u>3,395</u>	<u>811,620</u>	(令和7年4月1日現在)																																																
合計	<u>3,143</u>	<u>952,921</u>	(市道以外は次年度更新)																																																
大事故 -16-	<p>III 航空機事故対策計画 第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>東京航空局東京 空港事務所</u> <u>東京航空局静岡 空港出張所</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	内 容	(略)	(略)	<u>東京航空局東京 空港事務所</u> <u>東京航空局静岡 空港出張所</u>	(略)	(略)	(略)	<p>III 航空機事故対策計画 第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>国土交通省 航空局</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	内 容	(略)	(略)	<u>国土交通省 航空局</u>	(略)	(略)	(略)	<p>担当組織が多岐にわたるため修正</p>																																
実施主体	内 容																																																		
(略)	(略)																																																		
<u>東京航空局東京 空港事務所</u> <u>東京航空局静岡 空港出張所</u>	(略)																																																		
(略)	(略)																																																		
実施主体	内 容																																																		
(略)	(略)																																																		
<u>国土交通省 航空局</u>	(略)																																																		
(略)	(略)																																																		
大事故	<p>第2節 応急対策 3 防災関係機関の対応事項 (略)</p>	<p>第2節 応急対策 3 防災関係機関の対応事項 (略)</p>																																																	

御殿場市地域防災計画（大規模事故対策編）の一部を修正する新旧対照表

-18-	旧		新		備考
	実施主体	内 容	実施主体	内 容	
	(略)	(略)	(略)	(略)	担当組織が多岐にわたるため修正
	<a href="#">東京航空局東京 空港事務所</a> <a href="#">東京航空局静岡 空港出張所</a>	(略)	<a href="#">東京航空局東京 空港事務所</a> <a href="#">東京航空局静岡 空港出張所</a>	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	

御殿場市地域防災計画（案）新旧対照表  
資料編

	旧	新	備考																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>資料 -10</p>	<p style="text-align: center;"><b>御殿場市災害対策本部編成図 別表1</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="7">企画戦略部</td><td>秘書班</td><td>秘書課</td></tr> <tr><td>広報班</td><td>魅力発信課</td></tr> <tr><td>対応班</td><td>企画課</td></tr> <tr><td>情報政策班</td><td>デジタル戦略課</td></tr> <tr><td>渉外班</td><td>演習場渉外課</td></tr> <tr><td>避難所支援班</td><td>未来プロジェクト課</td></tr> <tr><td>帰宅困難者支援班</td><td>観光交流課</td></tr> <tr><td rowspan="8">総務部</td><td>総務班</td><td>総務課</td></tr> <tr><td>情報班</td><td>人事課</td></tr> <tr><td>勤労班</td><td>人事課</td></tr> <tr><td>財政班</td><td>財政課</td></tr> <tr><td>管財班</td><td>管財課</td></tr> <tr><td>調査記録班</td><td>税務課</td></tr> <tr><td>応援班A</td><td>監査委員事務局</td></tr> <tr><td>応援班B</td><td>特別債権対策課</td></tr> <tr><td rowspan="7">環境市民部</td><td>清掃・衛生班</td><td>環境課</td></tr> <tr><td>埋火葬班</td><td>市民課</td></tr> <tr><td></td><td>国保年金課</td></tr> <tr><td>市民相談班</td><td>くらしの安全課</td></tr> <tr><td>交通安全班</td><td>市民協働課</td></tr> <tr><td>地域支援班</td><td>市民協働課</td></tr> <tr><td>上水道班</td><td>上水道課</td></tr> <tr><td>下水道班</td><td>下水道課</td></tr> <tr><td rowspan="4">健康福祉部</td><td>救助班</td><td>社会福祉課</td></tr> <tr><td></td><td>長寿福祉課</td></tr> <tr><td>児童福祉班</td><td>子育て支援課</td></tr> <tr><td></td><td>保育幼稚園課</td></tr> <tr><td></td><td>健康推進課</td></tr> <tr><td></td><td>救急医療課</td></tr> <tr><td rowspan="5">産業スポーツ部</td><td>農政班</td><td>農政課</td></tr> <tr><td>農林整備班</td><td>農林整備課</td></tr> <tr><td>商工振興班</td><td>商工振興課</td></tr> <tr><td>応援班C</td><td>スポーツ交流課</td></tr> <tr><td>応援班D</td><td>国土調査課</td></tr> <tr><td rowspan="6">都市建設部</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr> <tr><td>都市計画班</td><td>都市計画課</td></tr> <tr><td>都市整備班</td><td>都市整備課</td></tr> <tr><td>建築住宅班</td><td>建築住宅課</td></tr> <tr><td>道路河川班</td><td>道路河川課</td></tr> <tr><td>管理維持班</td><td>管理維持課</td></tr> <tr><td>応援班E</td><td>公園緑地課</td></tr> <tr><td>会計部</td><td>会計班</td><td>会計課</td></tr> <tr><td rowspan="5">教育部</td><td>学校総務班</td><td>教育総務課</td></tr> <tr><td>学校施設班</td><td>教育施設課</td></tr> <tr><td>学校教育班</td><td>学校教育課</td></tr> <tr><td>社会教育班</td><td>社会教育課</td></tr> <tr><td>給食班</td><td>学校給食課</td></tr> <tr><td>議会部</td><td>議会班</td><td>議会事務局</td></tr> <tr><td rowspan="3">広域行政部</td><td>広域庶務班</td><td>広域庶務課</td></tr> <tr><td>塵芥処理施設班</td><td>広域資源循環課</td></tr> <tr><td>し原処理施設班</td><td>衛生センター</td></tr> <tr><td rowspan="5">支部</td><td>御殿場支部</td><td>御殿場地域振興センター</td></tr> <tr><td>富士岡支部</td><td>富士岡支所</td></tr> <tr><td>原里支部</td><td>原里支所</td></tr> <tr><td>玉穂支部</td><td>玉穂支所</td></tr> <tr><td>印野支部</td><td>印野支所</td></tr> <tr><td>高根支部</td><td>高根支所</td></tr> <tr><td>非常備消防部</td><td>消防団</td><td>消防団</td></tr> <tr><td>常備消防部</td><td></td><td>消防本部</td></tr> </tbody> </table>	部	班	担当部署	企画戦略部	秘書班	秘書課	広報班	魅力発信課	対応班	企画課	情報政策班	デジタル戦略課	渉外班	演習場渉外課	避難所支援班	未来プロジェクト課	帰宅困難者支援班	観光交流課	総務部	総務班	総務課	情報班	人事課	勤労班	人事課	財政班	財政課	管財班	管財課	調査記録班	税務課	応援班A	監査委員事務局	応援班B	特別債権対策課	環境市民部	清掃・衛生班	環境課	埋火葬班	市民課		国保年金課	市民相談班	くらしの安全課	交通安全班	市民協働課	地域支援班	市民協働課	上水道班	上水道課	下水道班	下水道課	健康福祉部	救助班	社会福祉課		長寿福祉課	児童福祉班	子育て支援課		保育幼稚園課		健康推進課		救急医療課	産業スポーツ部	農政班	農政課	農林整備班	農林整備課	商工振興班	商工振興課	応援班C	スポーツ交流課	応援班D	国土調査課	都市建設部	(追加)	(追加)	都市計画班	都市計画課	都市整備班	都市整備課	建築住宅班	建築住宅課	道路河川班	道路河川課	管理維持班	管理維持課	応援班E	公園緑地課	会計部	会計班	会計課	教育部	学校総務班	教育総務課	学校施設班	教育施設課	学校教育班	学校教育課	社会教育班	社会教育課	給食班	学校給食課	議会部	議会班	議会事務局	広域行政部	広域庶務班	広域庶務課	塵芥処理施設班	広域資源循環課	し原処理施設班	衛生センター	支部	御殿場支部	御殿場地域振興センター	富士岡支部	富士岡支所	原里支部	原里支所	玉穂支部	玉穂支所	印野支部	印野支所	高根支部	高根支所	非常備消防部	消防団	消防団	常備消防部		消防本部	<p style="text-align: center;"><b>御殿場市災害対策本部編成図 別表1</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="7">企画戦略部</td><td>秘書班</td><td>秘書課</td></tr> <tr><td>広報班</td><td>魅力発信課</td></tr> <tr><td>対応班</td><td>企画課</td></tr> <tr><td>情報政策班</td><td>デジタル戦略課</td></tr> <tr><td>渉外班</td><td>演習場渉外課</td></tr> <tr><td>避難所支援班</td><td>未来プロジェクト課</td></tr> <tr><td>帰宅困難者支援班</td><td>観光交流課</td></tr> <tr><td rowspan="8">総務部</td><td>総務班</td><td>総務課</td></tr> <tr><td>情報班</td><td>人事課</td></tr> <tr><td>勤労班</td><td>人事課</td></tr> <tr><td>財政班</td><td>財政課</td></tr> <tr><td>管財班</td><td>管財課</td></tr> <tr><td>調査記録班</td><td>税務課</td></tr> <tr><td>応援班A</td><td>監査委員事務局</td></tr> <tr><td>応援班B</td><td>特別債権対策課</td></tr> <tr><td rowspan="7">環境市民部</td><td>清掃・衛生班</td><td>環境課</td></tr> <tr><td>埋火葬班</td><td>市民課</td></tr> <tr><td></td><td>国保年金課</td></tr> <tr><td>市民相談班</td><td>くらしの安全課</td></tr> <tr><td>交通安全班</td><td>市民協働課</td></tr> <tr><td>地域支援班</td><td>市民協働課</td></tr> <tr><td>上水道班</td><td>上水道課</td></tr> <tr><td>下水道班</td><td>下水道課</td></tr> <tr><td rowspan="4">健康福祉部</td><td>救助班</td><td>社会福祉課</td></tr> <tr><td></td><td>長寿福祉課</td></tr> <tr><td>児童福祉班</td><td>子育て支援課</td></tr> <tr><td></td><td>保育幼稚園課</td></tr> <tr><td></td><td>健康推進課</td></tr> <tr><td></td><td>救急医療課</td></tr> <tr><td rowspan="5">産業スポーツ部</td><td>農政班</td><td>農政課</td></tr> <tr><td>農林整備班</td><td>農林整備課</td></tr> <tr><td>商工振興班</td><td>商工振興課</td></tr> <tr><td>応援班C</td><td>スポーツ交流課</td></tr> <tr><td>応援班D</td><td>国土調査課</td></tr> <tr><td rowspan="6">都市建設部</td><td>復旧復興調整監</td><td>総務部検査監</td></tr> <tr><td>都市計画班</td><td>都市計画課</td></tr> <tr><td>都市整備班</td><td>都市整備課</td></tr> <tr><td>建築住宅班</td><td>建築住宅課</td></tr> <tr><td>道路河川班</td><td>道路河川課</td></tr> <tr><td>管理維持班</td><td>管理維持課</td></tr> <tr><td>応援班E</td><td>公園緑地課</td></tr> <tr><td>会計部</td><td>会計班</td><td>会計課</td></tr> <tr><td rowspan="5">教育部</td><td>学校総務班</td><td>教育総務課</td></tr> <tr><td>学校施設班</td><td>教育施設課</td></tr> <tr><td>学校教育班</td><td>学校教育課</td></tr> <tr><td>社会教育班</td><td>社会教育課</td></tr> <tr><td>給食班</td><td>学校給食課</td></tr> <tr><td>議会部</td><td>議会班</td><td>議会事務局</td></tr> <tr><td rowspan="3">広域行政部</td><td>広域庶務班</td><td>広域庶務課</td></tr> <tr><td>塵芥処理施設班</td><td>広域資源循環課</td></tr> <tr><td>し原処理施設班</td><td>衛生センター</td></tr> <tr><td rowspan="5">支部</td><td>御殿場支部</td><td>御殿場地域振興センター</td></tr> <tr><td>富士岡支部</td><td>富士岡支所</td></tr> <tr><td>原里支部</td><td>原里支所</td></tr> <tr><td>玉穂支部</td><td>玉穂支所</td></tr> <tr><td>印野支部</td><td>印野支所</td></tr> <tr><td>高根支部</td><td>高根支所</td></tr> <tr><td>非常備消防部</td><td>消防団</td><td>消防団</td></tr> <tr><td>常備消防部</td><td></td><td>消防本部</td></tr> </tbody> </table>	部	班	担当部署	企画戦略部	秘書班	秘書課	広報班	魅力発信課	対応班	企画課	情報政策班	デジタル戦略課	渉外班	演習場渉外課	避難所支援班	未来プロジェクト課	帰宅困難者支援班	観光交流課	総務部	総務班	総務課	情報班	人事課	勤労班	人事課	財政班	財政課	管財班	管財課	調査記録班	税務課	応援班A	監査委員事務局	応援班B	特別債権対策課	環境市民部	清掃・衛生班	環境課	埋火葬班	市民課		国保年金課	市民相談班	くらしの安全課	交通安全班	市民協働課	地域支援班	市民協働課	上水道班	上水道課	下水道班	下水道課	健康福祉部	救助班	社会福祉課		長寿福祉課	児童福祉班	子育て支援課		保育幼稚園課		健康推進課		救急医療課	産業スポーツ部	農政班	農政課	農林整備班	農林整備課	商工振興班	商工振興課	応援班C	スポーツ交流課	応援班D	国土調査課	都市建設部	復旧復興調整監	総務部検査監	都市計画班	都市計画課	都市整備班	都市整備課	建築住宅班	建築住宅課	道路河川班	道路河川課	管理維持班	管理維持課	応援班E	公園緑地課	会計部	会計班	会計課	教育部	学校総務班	教育総務課	学校施設班	教育施設課	学校教育班	学校教育課	社会教育班	社会教育課	給食班	学校給食課	議会部	議会班	議会事務局	広域行政部	広域庶務班	広域庶務課	塵芥処理施設班	広域資源循環課	し原処理施設班	衛生センター	支部	御殿場支部	御殿場地域振興センター	富士岡支部	富士岡支所	原里支部	原里支所	玉穂支部	玉穂支所	印野支部	印野支所	高根支部	高根支所	非常備消防部	消防団	消防団	常備消防部		消防本部	<p>職名廃止による修正</p> <p>復旧復興調整監の新設</p> <p>課名変更</p>
部	班	担当部署																																																																																																																																																																																																																																																																													
企画戦略部	秘書班	秘書課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	広報班	魅力発信課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	対応班	企画課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	情報政策班	デジタル戦略課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	渉外班	演習場渉外課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	避難所支援班	未来プロジェクト課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	帰宅困難者支援班	観光交流課																																																																																																																																																																																																																																																																													
総務部	総務班	総務課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	情報班	人事課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	勤労班	人事課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	財政班	財政課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	管財班	管財課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	調査記録班	税務課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	応援班A	監査委員事務局																																																																																																																																																																																																																																																																													
	応援班B	特別債権対策課																																																																																																																																																																																																																																																																													
環境市民部	清掃・衛生班	環境課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	埋火葬班	市民課																																																																																																																																																																																																																																																																													
		国保年金課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	市民相談班	くらしの安全課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	交通安全班	市民協働課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	地域支援班	市民協働課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	上水道班	上水道課																																																																																																																																																																																																																																																																													
下水道班	下水道課																																																																																																																																																																																																																																																																														
健康福祉部	救助班	社会福祉課																																																																																																																																																																																																																																																																													
		長寿福祉課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	児童福祉班	子育て支援課																																																																																																																																																																																																																																																																													
		保育幼稚園課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	健康推進課																																																																																																																																																																																																																																																																														
	救急医療課																																																																																																																																																																																																																																																																														
産業スポーツ部	農政班	農政課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	農林整備班	農林整備課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	商工振興班	商工振興課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	応援班C	スポーツ交流課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	応援班D	国土調査課																																																																																																																																																																																																																																																																													
都市建設部	(追加)	(追加)																																																																																																																																																																																																																																																																													
	都市計画班	都市計画課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	都市整備班	都市整備課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	建築住宅班	建築住宅課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	道路河川班	道路河川課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	管理維持班	管理維持課																																																																																																																																																																																																																																																																													
応援班E	公園緑地課																																																																																																																																																																																																																																																																														
会計部	会計班	会計課																																																																																																																																																																																																																																																																													
教育部	学校総務班	教育総務課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	学校施設班	教育施設課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	学校教育班	学校教育課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	社会教育班	社会教育課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	給食班	学校給食課																																																																																																																																																																																																																																																																													
議会部	議会班	議会事務局																																																																																																																																																																																																																																																																													
広域行政部	広域庶務班	広域庶務課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	塵芥処理施設班	広域資源循環課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	し原処理施設班	衛生センター																																																																																																																																																																																																																																																																													
支部	御殿場支部	御殿場地域振興センター																																																																																																																																																																																																																																																																													
	富士岡支部	富士岡支所																																																																																																																																																																																																																																																																													
	原里支部	原里支所																																																																																																																																																																																																																																																																													
	玉穂支部	玉穂支所																																																																																																																																																																																																																																																																													
	印野支部	印野支所																																																																																																																																																																																																																																																																													
高根支部	高根支所																																																																																																																																																																																																																																																																														
非常備消防部	消防団	消防団																																																																																																																																																																																																																																																																													
常備消防部		消防本部																																																																																																																																																																																																																																																																													
部	班	担当部署																																																																																																																																																																																																																																																																													
企画戦略部	秘書班	秘書課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	広報班	魅力発信課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	対応班	企画課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	情報政策班	デジタル戦略課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	渉外班	演習場渉外課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	避難所支援班	未来プロジェクト課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	帰宅困難者支援班	観光交流課																																																																																																																																																																																																																																																																													
総務部	総務班	総務課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	情報班	人事課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	勤労班	人事課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	財政班	財政課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	管財班	管財課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	調査記録班	税務課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	応援班A	監査委員事務局																																																																																																																																																																																																																																																																													
	応援班B	特別債権対策課																																																																																																																																																																																																																																																																													
環境市民部	清掃・衛生班	環境課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	埋火葬班	市民課																																																																																																																																																																																																																																																																													
		国保年金課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	市民相談班	くらしの安全課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	交通安全班	市民協働課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	地域支援班	市民協働課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	上水道班	上水道課																																																																																																																																																																																																																																																																													
下水道班	下水道課																																																																																																																																																																																																																																																																														
健康福祉部	救助班	社会福祉課																																																																																																																																																																																																																																																																													
		長寿福祉課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	児童福祉班	子育て支援課																																																																																																																																																																																																																																																																													
		保育幼稚園課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	健康推進課																																																																																																																																																																																																																																																																														
	救急医療課																																																																																																																																																																																																																																																																														
産業スポーツ部	農政班	農政課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	農林整備班	農林整備課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	商工振興班	商工振興課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	応援班C	スポーツ交流課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	応援班D	国土調査課																																																																																																																																																																																																																																																																													
都市建設部	復旧復興調整監	総務部検査監																																																																																																																																																																																																																																																																													
	都市計画班	都市計画課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	都市整備班	都市整備課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	建築住宅班	建築住宅課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	道路河川班	道路河川課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	管理維持班	管理維持課																																																																																																																																																																																																																																																																													
応援班E	公園緑地課																																																																																																																																																																																																																																																																														
会計部	会計班	会計課																																																																																																																																																																																																																																																																													
教育部	学校総務班	教育総務課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	学校施設班	教育施設課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	学校教育班	学校教育課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	社会教育班	社会教育課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	給食班	学校給食課																																																																																																																																																																																																																																																																													
議会部	議会班	議会事務局																																																																																																																																																																																																																																																																													
広域行政部	広域庶務班	広域庶務課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	塵芥処理施設班	広域資源循環課																																																																																																																																																																																																																																																																													
	し原処理施設班	衛生センター																																																																																																																																																																																																																																																																													
支部	御殿場支部	御殿場地域振興センター																																																																																																																																																																																																																																																																													
	富士岡支部	富士岡支所																																																																																																																																																																																																																																																																													
	原里支部	原里支所																																																																																																																																																																																																																																																																													
	玉穂支部	玉穂支所																																																																																																																																																																																																																																																																													
	印野支部	印野支所																																																																																																																																																																																																																																																																													
高根支部	高根支所																																																																																																																																																																																																																																																																														
非常備消防部	消防団	消防団																																																																																																																																																																																																																																																																													
常備消防部		消防本部																																																																																																																																																																																																																																																																													

御殿場市地域防災計画（資料編）の一部を修正する新旧対照表

		旧				新				備考			
資料 -15-	御殿場市災害対策本部（部及び班）の編成及び事務分掌					御殿場市災害対策本部（部及び班）の編成及び事務分掌					表現の適正化  課名変更に伴う変更		
	部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌	部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
	スポーツ産業部	産業スポーツ部長	(略)	(略)	(略)	(略)	スポーツ産業部	産業スポーツ部長	(略)	(略)		(略)	
			農林整備班	農林整備課長	(略)	4 森林火災に関すること。			農林整備班	農林整備課長		(略)	4 林野火災に関すること。
			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)		(略)	(略)
	都市建設部	都市建設部長	(略)	(略)	(略)	(略)	都市建設部	都市建設部長	(略)	(略)		(略)	
			都市整備班	都市整備課長	(略)	(略)			都市整備班	まちづくり推進課長		(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)						(略)						
<b>3 配備体制</b>					<b>3 配備体制</b>					表現の適正化			
体制	課名			出役者	体制	課名			出役者				
第1次	(略)			(略)	第1次	(略)			(略)				
非常配備体制	魅力発信課長			(略)	非常配備体制	魅力発信課			(略)				
(略)	(略)			(略)	(略)	(略)			(略)				

	旧	新	備考																																																																																																																																																																																																																																																																
資料 -29-	<p style="text-align: center;"><b>御殿場市地震災害警戒本部編成図 別表1</b></p> <p style="text-align: center;"><b>本部</b></p> <p style="text-align: center;"><b>本部員会議</b></p> <p style="text-align: center;">本部長 市長</p> <p style="text-align: center;">副本部長 副市長 (2名)</p> <p style="text-align: center;">危機管理監</p> <p style="text-align: center;"><b>本部員</b></p> <p>教育長 経済外交戦略監 企画戦略部長 総務部長 環境市民部長 健康福祉部長 産業スポーツ部長 都市建設部長 教育部長 会計管理者 議会事務局 広域行政組合事務局長 広域行政組合消防長</p> <p style="text-align: center;">総括班(危機管理課)</p> <p style="text-align: center;"><b>本部室付班</b></p> <p>本部総括班長(危機管理課長) 本部秘書班長(秘書課長) 本部対応班長(企画課長) 本部動員班長(人事課長) 本部財政班長(財政課長) 本部管財班長(管財課長) 本部情報班長(総務課長) 本部広報班長(魅力発信課長) 本部避難所支援班長 (未来プロジェクト課長) 本部救援物資班長(農政課長)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="7">企画戦略部</td><td>秘書班</td><td>秘書課</td></tr> <tr><td>広報班</td><td>魅力発信課</td></tr> <tr><td>対応班</td><td>企画課</td></tr> <tr><td>情報政策班</td><td>デジタル戦略課</td></tr> <tr><td>渉外班</td><td>演習場渉外課</td></tr> <tr><td>避難所支援班</td><td>未来プロジェクト課</td></tr> <tr><td>帰宅困難者支援班</td><td>観光交流課</td></tr> <tr><td rowspan="8">総務部</td><td>総務班</td><td>総務課</td></tr> <tr><td>情報班</td><td>総務課</td></tr> <tr><td>動員班</td><td>人事課</td></tr> <tr><td>財政班</td><td>財政課</td></tr> <tr><td>管財班</td><td>管財課</td></tr> <tr><td>調査記録班</td><td>税務課</td></tr> <tr><td>応援班A</td><td>監査委員事務局</td></tr> <tr><td>応援班B</td><td>特別債権対策課</td></tr> <tr><td rowspan="7">環境市民部</td><td>清掃・衛生班</td><td>環境課</td></tr> <tr><td>埋火葬班</td><td>市民課</td></tr> <tr><td>市民相談班</td><td>国保年金課</td></tr> <tr><td>交通安全班</td><td>くらしの安全課</td></tr> <tr><td>地域支援班</td><td>市民協働課</td></tr> <tr><td>上水道班</td><td>上水道課</td></tr> <tr><td>下水道班</td><td>下水道課</td></tr> <tr><td rowspan="4">健康福祉部</td><td>救助班</td><td>社会福祉課</td></tr> <tr><td>児童福祉班</td><td>長寿福祉課</td></tr> <tr><td>児童福祉班</td><td>子育て支援課</td></tr> <tr><td>医療介護班</td><td>保育幼稚園課 健康推進課 救急医療課</td></tr> <tr><td rowspan="5">産業スポーツ部</td><td>農政班</td><td>農政課</td></tr> <tr><td>農林整備班</td><td>農林整備課</td></tr> <tr><td>商工振興班</td><td>商工振興課</td></tr> <tr><td>応援班C</td><td>スポーツ交流課</td></tr> <tr><td>応援班D</td><td>国土調査課</td></tr> <tr><td rowspan="6">都市建設部</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr> <tr><td>都市計画班</td><td>都市計画課</td></tr> <tr><td>都市整備班</td><td>都市整備課</td></tr> <tr><td>建築住宅班</td><td>建築住宅課</td></tr> <tr><td>道路河川班</td><td>道路河川課</td></tr> <tr><td>管理維持班</td><td>管理維持課</td></tr> <tr><td>応援班E</td><td>公園緑地課</td></tr> <tr><td>会計部</td><td>会計班</td><td>会計課</td></tr> <tr><td rowspan="5">教育部</td><td>学校総務班</td><td>教育総務課</td></tr> <tr><td>学校施設班</td><td>教育施設課</td></tr> <tr><td>学校教育班</td><td>学校教育課</td></tr> <tr><td>社会教育班</td><td>社会教育課</td></tr> <tr><td>給食班</td><td>学校給食課</td></tr> <tr><td>議会部</td><td>議会班</td><td>議会事務局</td></tr> <tr><td rowspan="3">広域行政部</td><td>広域庶務班</td><td>広域庶務課</td></tr> <tr><td>塵芥処理施設班</td><td>広域資源循環課</td></tr> <tr><td>し尿処理施設班</td><td>衛生センター</td></tr> <tr><td rowspan="6">支部</td><td>御殿場支部</td><td>御殿場地域振興センター</td></tr> <tr><td>富士岡支部</td><td>富士岡支所</td></tr> <tr><td>原里支部</td><td>原里支所</td></tr> <tr><td>玉穂支部</td><td>玉穂支所</td></tr> <tr><td>印野支部</td><td>印野支所</td></tr> <tr><td>高根支部</td><td>高根支所</td></tr> <tr><td>非常備消防部</td><td>消防団</td><td>消防団</td></tr> <tr><td>常備消防部</td><td></td><td>消防本部</td></tr> </tbody> </table>	部	班	担当部署	企画戦略部	秘書班	秘書課	広報班	魅力発信課	対応班	企画課	情報政策班	デジタル戦略課	渉外班	演習場渉外課	避難所支援班	未来プロジェクト課	帰宅困難者支援班	観光交流課	総務部	総務班	総務課	情報班	総務課	動員班	人事課	財政班	財政課	管財班	管財課	調査記録班	税務課	応援班A	監査委員事務局	応援班B	特別債権対策課	環境市民部	清掃・衛生班	環境課	埋火葬班	市民課	市民相談班	国保年金課	交通安全班	くらしの安全課	地域支援班	市民協働課	上水道班	上水道課	下水道班	下水道課	健康福祉部	救助班	社会福祉課	児童福祉班	長寿福祉課	児童福祉班	子育て支援課	医療介護班	保育幼稚園課 健康推進課 救急医療課	産業スポーツ部	農政班	農政課	農林整備班	農林整備課	商工振興班	商工振興課	応援班C	スポーツ交流課	応援班D	国土調査課	都市建設部	(追加)	(追加)	都市計画班	都市計画課	都市整備班	都市整備課	建築住宅班	建築住宅課	道路河川班	道路河川課	管理維持班	管理維持課	応援班E	公園緑地課	会計部	会計班	会計課	教育部	学校総務班	教育総務課	学校施設班	教育施設課	学校教育班	学校教育課	社会教育班	社会教育課	給食班	学校給食課	議会部	議会班	議会事務局	広域行政部	広域庶務班	広域庶務課	塵芥処理施設班	広域資源循環課	し尿処理施設班	衛生センター	支部	御殿場支部	御殿場地域振興センター	富士岡支部	富士岡支所	原里支部	原里支所	玉穂支部	玉穂支所	印野支部	印野支所	高根支部	高根支所	非常備消防部	消防団	消防団	常備消防部		消防本部	<p style="text-align: center;"><b>御殿場市地震災害警戒本部編成図 別表1</b></p> <p style="text-align: center;"><b>本部</b></p> <p style="text-align: center;"><b>本部員会議</b></p> <p style="text-align: center;">本部長 市長</p> <p style="text-align: center;">副本部長 副市長 (2名)</p> <p style="text-align: center;">危機管理監</p> <p style="text-align: center;"><b>本部員</b></p> <p>教育長 経済外交戦略監 企画戦略部長 総務部長 環境市民部長 健康福祉部長 産業スポーツ部長 都市建設部長 教育部長 会計管理者 議会事務局 広域行政組合事務局長 広域行政組合消防長</p> <p style="text-align: center;">総括班(危機管理課)</p> <p style="text-align: center;"><b>本部室付班</b></p> <p>本部総括班長(危機管理課長) 本部秘書班長(秘書課長) 本部対応班長(企画課長) 本部動員班長(人事課長) 本部財政班長(財政課長) 本部管財班長(管財課長) 本部情報班長(総務課長) 本部広報班長(魅力発信課長) 本部避難所支援班長 (未来プロジェクト課長) 本部救援物資班長(農政課長)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="7">企画戦略部</td><td>秘書班</td><td>秘書課</td></tr> <tr><td>広報班</td><td>魅力発信課</td></tr> <tr><td>対応班</td><td>企画課</td></tr> <tr><td>情報政策班</td><td>デジタル戦略課</td></tr> <tr><td>渉外班</td><td>演習場渉外課</td></tr> <tr><td>避難所支援班</td><td>未来プロジェクト課</td></tr> <tr><td>帰宅困難者支援班</td><td>観光交流課</td></tr> <tr><td rowspan="8">総務部</td><td>総務班</td><td>総務課</td></tr> <tr><td>情報班</td><td>総務課</td></tr> <tr><td>動員班</td><td>人事課</td></tr> <tr><td>財政班</td><td>財政課</td></tr> <tr><td>管財班</td><td>管財課</td></tr> <tr><td>調査記録班</td><td>税務課</td></tr> <tr><td>応援班A</td><td>監査委員事務局</td></tr> <tr><td>応援班B</td><td>特別債権対策課</td></tr> <tr><td rowspan="7">環境市民部</td><td>清掃・衛生班</td><td>環境課</td></tr> <tr><td>埋火葬班</td><td>市民課</td></tr> <tr><td>市民相談班</td><td>国保年金課</td></tr> <tr><td>交通安全班</td><td>くらしの安全課</td></tr> <tr><td>地域支援班</td><td>市民協働課</td></tr> <tr><td>上水道班</td><td>上水道課</td></tr> <tr><td>下水道班</td><td>下水道課</td></tr> <tr><td rowspan="4">健康福祉部</td><td>救助班</td><td>社会福祉課</td></tr> <tr><td>児童福祉班</td><td>長寿福祉課</td></tr> <tr><td>児童福祉班</td><td>子育て支援課</td></tr> <tr><td>医療介護班</td><td>保育幼稚園課 健康推進課 救急医療課</td></tr> <tr><td rowspan="5">産業スポーツ部</td><td>農政班</td><td>農政課</td></tr> <tr><td>農林整備班</td><td>農林整備課</td></tr> <tr><td>商工振興班</td><td>商工振興課</td></tr> <tr><td>応援班C</td><td>スポーツ交流課</td></tr> <tr><td>応援班D</td><td>国土調査課</td></tr> <tr><td rowspan="6">都市建設部</td><td>復旧復興調整班</td><td>総務部検査監</td></tr> <tr><td>都市計画班</td><td>都市計画課</td></tr> <tr><td>都市整備班</td><td>都市整備課</td></tr> <tr><td>建築住宅班</td><td>建築住宅課</td></tr> <tr><td>道路河川班</td><td>道路河川課</td></tr> <tr><td>管理維持班</td><td>管理維持課</td></tr> <tr><td>応援班E</td><td>公園緑地課</td></tr> <tr><td>会計部</td><td>会計班</td><td>会計課</td></tr> <tr><td rowspan="5">教育部</td><td>学校総務班</td><td>教育総務課</td></tr> <tr><td>学校施設班</td><td>教育施設課</td></tr> <tr><td>学校教育班</td><td>学校教育課</td></tr> <tr><td>社会教育班</td><td>社会教育課</td></tr> <tr><td>給食班</td><td>学校給食課</td></tr> <tr><td>議会部</td><td>議会班</td><td>議会事務局</td></tr> <tr><td rowspan="3">広域行政部</td><td>広域庶務班</td><td>広域庶務課</td></tr> <tr><td>塵芥処理施設班</td><td>広域資源循環課</td></tr> <tr><td>し尿処理施設班</td><td>衛生センター</td></tr> <tr><td rowspan="6">支部</td><td>御殿場支部</td><td>御殿場地域振興センター</td></tr> <tr><td>富士岡支部</td><td>富士岡支所</td></tr> <tr><td>原里支部</td><td>原里支所</td></tr> <tr><td>玉穂支部</td><td>玉穂支所</td></tr> <tr><td>印野支部</td><td>印野支所</td></tr> <tr><td>高根支部</td><td>高根支所</td></tr> <tr><td>非常備消防部</td><td>消防団</td><td>消防団</td></tr> <tr><td>常備消防部</td><td></td><td>消防本部</td></tr> </tbody> </table>	部	班	担当部署	企画戦略部	秘書班	秘書課	広報班	魅力発信課	対応班	企画課	情報政策班	デジタル戦略課	渉外班	演習場渉外課	避難所支援班	未来プロジェクト課	帰宅困難者支援班	観光交流課	総務部	総務班	総務課	情報班	総務課	動員班	人事課	財政班	財政課	管財班	管財課	調査記録班	税務課	応援班A	監査委員事務局	応援班B	特別債権対策課	環境市民部	清掃・衛生班	環境課	埋火葬班	市民課	市民相談班	国保年金課	交通安全班	くらしの安全課	地域支援班	市民協働課	上水道班	上水道課	下水道班	下水道課	健康福祉部	救助班	社会福祉課	児童福祉班	長寿福祉課	児童福祉班	子育て支援課	医療介護班	保育幼稚園課 健康推進課 救急医療課	産業スポーツ部	農政班	農政課	農林整備班	農林整備課	商工振興班	商工振興課	応援班C	スポーツ交流課	応援班D	国土調査課	都市建設部	復旧復興調整班	総務部検査監	都市計画班	都市計画課	都市整備班	都市整備課	建築住宅班	建築住宅課	道路河川班	道路河川課	管理維持班	管理維持課	応援班E	公園緑地課	会計部	会計班	会計課	教育部	学校総務班	教育総務課	学校施設班	教育施設課	学校教育班	学校教育課	社会教育班	社会教育課	給食班	学校給食課	議会部	議会班	議会事務局	広域行政部	広域庶務班	広域庶務課	塵芥処理施設班	広域資源循環課	し尿処理施設班	衛生センター	支部	御殿場支部	御殿場地域振興センター	富士岡支部	富士岡支所	原里支部	原里支所	玉穂支部	玉穂支所	印野支部	印野支所	高根支部	高根支所	非常備消防部	消防団	消防団	常備消防部		消防本部	<p>職名廃止による修正</p> <p>復旧復興調整監の新設</p> <p>課名変更</p>
部	班	担当部署																																																																																																																																																																																																																																																																	
企画戦略部	秘書班	秘書課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	広報班	魅力発信課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	対応班	企画課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	情報政策班	デジタル戦略課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	渉外班	演習場渉外課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	避難所支援班	未来プロジェクト課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	帰宅困難者支援班	観光交流課																																																																																																																																																																																																																																																																	
総務部	総務班	総務課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	情報班	総務課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	動員班	人事課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	財政班	財政課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	管財班	管財課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	調査記録班	税務課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	応援班A	監査委員事務局																																																																																																																																																																																																																																																																	
	応援班B	特別債権対策課																																																																																																																																																																																																																																																																	
環境市民部	清掃・衛生班	環境課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	埋火葬班	市民課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	市民相談班	国保年金課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	交通安全班	くらしの安全課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	地域支援班	市民協働課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	上水道班	上水道課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	下水道班	下水道課																																																																																																																																																																																																																																																																	
健康福祉部	救助班	社会福祉課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	児童福祉班	長寿福祉課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	児童福祉班	子育て支援課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	医療介護班	保育幼稚園課 健康推進課 救急医療課																																																																																																																																																																																																																																																																	
産業スポーツ部	農政班	農政課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	農林整備班	農林整備課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	商工振興班	商工振興課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	応援班C	スポーツ交流課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	応援班D	国土調査課																																																																																																																																																																																																																																																																	
都市建設部	(追加)	(追加)																																																																																																																																																																																																																																																																	
	都市計画班	都市計画課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	都市整備班	都市整備課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	建築住宅班	建築住宅課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	道路河川班	道路河川課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	管理維持班	管理維持課																																																																																																																																																																																																																																																																	
応援班E	公園緑地課																																																																																																																																																																																																																																																																		
会計部	会計班	会計課																																																																																																																																																																																																																																																																	
教育部	学校総務班	教育総務課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	学校施設班	教育施設課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	学校教育班	学校教育課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	社会教育班	社会教育課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	給食班	学校給食課																																																																																																																																																																																																																																																																	
議会部	議会班	議会事務局																																																																																																																																																																																																																																																																	
広域行政部	広域庶務班	広域庶務課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	塵芥処理施設班	広域資源循環課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	し尿処理施設班	衛生センター																																																																																																																																																																																																																																																																	
支部	御殿場支部	御殿場地域振興センター																																																																																																																																																																																																																																																																	
	富士岡支部	富士岡支所																																																																																																																																																																																																																																																																	
	原里支部	原里支所																																																																																																																																																																																																																																																																	
	玉穂支部	玉穂支所																																																																																																																																																																																																																																																																	
	印野支部	印野支所																																																																																																																																																																																																																																																																	
	高根支部	高根支所																																																																																																																																																																																																																																																																	
非常備消防部	消防団	消防団																																																																																																																																																																																																																																																																	
常備消防部		消防本部																																																																																																																																																																																																																																																																	
部	班	担当部署																																																																																																																																																																																																																																																																	
企画戦略部	秘書班	秘書課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	広報班	魅力発信課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	対応班	企画課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	情報政策班	デジタル戦略課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	渉外班	演習場渉外課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	避難所支援班	未来プロジェクト課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	帰宅困難者支援班	観光交流課																																																																																																																																																																																																																																																																	
総務部	総務班	総務課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	情報班	総務課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	動員班	人事課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	財政班	財政課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	管財班	管財課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	調査記録班	税務課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	応援班A	監査委員事務局																																																																																																																																																																																																																																																																	
	応援班B	特別債権対策課																																																																																																																																																																																																																																																																	
環境市民部	清掃・衛生班	環境課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	埋火葬班	市民課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	市民相談班	国保年金課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	交通安全班	くらしの安全課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	地域支援班	市民協働課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	上水道班	上水道課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	下水道班	下水道課																																																																																																																																																																																																																																																																	
健康福祉部	救助班	社会福祉課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	児童福祉班	長寿福祉課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	児童福祉班	子育て支援課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	医療介護班	保育幼稚園課 健康推進課 救急医療課																																																																																																																																																																																																																																																																	
産業スポーツ部	農政班	農政課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	農林整備班	農林整備課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	商工振興班	商工振興課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	応援班C	スポーツ交流課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	応援班D	国土調査課																																																																																																																																																																																																																																																																	
都市建設部	復旧復興調整班	総務部検査監																																																																																																																																																																																																																																																																	
	都市計画班	都市計画課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	都市整備班	都市整備課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	建築住宅班	建築住宅課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	道路河川班	道路河川課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	管理維持班	管理維持課																																																																																																																																																																																																																																																																	
応援班E	公園緑地課																																																																																																																																																																																																																																																																		
会計部	会計班	会計課																																																																																																																																																																																																																																																																	
教育部	学校総務班	教育総務課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	学校施設班	教育施設課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	学校教育班	学校教育課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	社会教育班	社会教育課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	給食班	学校給食課																																																																																																																																																																																																																																																																	
議会部	議会班	議会事務局																																																																																																																																																																																																																																																																	
広域行政部	広域庶務班	広域庶務課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	塵芥処理施設班	広域資源循環課																																																																																																																																																																																																																																																																	
	し尿処理施設班	衛生センター																																																																																																																																																																																																																																																																	
支部	御殿場支部	御殿場地域振興センター																																																																																																																																																																																																																																																																	
	富士岡支部	富士岡支所																																																																																																																																																																																																																																																																	
	原里支部	原里支所																																																																																																																																																																																																																																																																	
	玉穂支部	玉穂支所																																																																																																																																																																																																																																																																	
	印野支部	印野支所																																																																																																																																																																																																																																																																	
	高根支部	高根支所																																																																																																																																																																																																																																																																	
非常備消防部	消防団	消防団																																																																																																																																																																																																																																																																	
常備消防部		消防本部																																																																																																																																																																																																																																																																	
資料 -15-																																																																																																																																																																																																																																																																			
資料 -19-																																																																																																																																																																																																																																																																			

御殿場市地域防災計画（資料編）の一部を修正する新旧対照表

	旧					新					備考
資料 -32-	御殿場市災害対策本部（部及び班）の編成及び事務分掌					御殿場市災害対策本部（部及び班）の編成及び事務分掌					表現の適正化
	部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌	部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	環境市民部	環境市民部長	埋火葬班	市民課長	(略)	環境市民部	環境市民部長	埋火葬班	市民課長及び 国保年金課長	(略)	
				国保年金課長					市民課長及び 国保年金課長		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
資料 -33-	都市建設部	都市建設部長	(略)	(略)	(略)	都市建設部	都市建設部長	(略)	(略)	(略)	
			都市整備班	都市整備課長	(略)			都市整備班	まちづくり推進課長	(略)	
			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)				(略)	(略)					
資料 -38-	東海地震注意情報発令時（部及び班）の編成及び事務分掌					東海地震注意情報発令時（部及び班）の編成及び事務分掌					表現の適正化
	部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌	部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	環境市民部	環境市民部長	埋火葬班	市民課長	(略)	環境市民部	環境市民部長	埋火葬班	市民課長及び 国保年金課長	(略)	
				国保年金課長					市民課長及び 国保年金課長		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
資料 -39-	都市建設部	都市建設部長	(略)	(略)	(略)	都市建設部	都市建設部長	(略)	(略)	(略)	
			都市整備班	都市整備課長	(略)			都市整備班	まちづくり推進課長	(略)	
			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)				(略)	(略)					
資料 -41-	消防職員配置状況 (令和6年4月1日現在)		消防団配置 (令和6年4月1日現在)			消防職員配置状況 (令和7年4月1日現在)		消防団配置 (令和7年4月1日現在)			課名変更に伴う変更

御殿場市地域防災計画（資料編）の一部を修正する新旧対照表

		旧				新				備考
		御殿場市消防団本部(15人) 女性部(14人)	29	東田中	御殿場市消防団本部(16人) 女性部(12人)	28	東田中	時点修正		
所属別	現在数	第1分団 (御殿場) (分団本部2人) 89人 うち機能別 10人	第1部 11 第2部 13(2) 第3部 13(3) 第4部 14(2) 第5部 15 第6部 14(3) 第7部 10	御殿場 深 沢 新 橋 湯 沢 二枚橋 仁 杉 東 山	第1分団 (御殿場) (分団本部2人) 89人 うち機能別 12人	第1部 11 第2部 13(3) 第3部 13(3) 第4部 14(3) 第5部 13 第6部 13(3) 第7部 10	御殿場 深 沢 新 橋 湯 沢 二枚橋 仁 杉 東 山			
消防本部		第2分団 (富士岡) (分団本部2人) 46人 うち機能別5人	第1部 7 第2部 10 第3部 8(2) 第4部 7(3) 第5部 12	中 山 竈 大 坂 駒 門 神 山	第2分団 (富士岡) (分団本部2人) 45人 うち機能別5人	第1部 6 第2部 11 第3部 8(2) 第4部 7(3) 第5部 11	中 山 竈 大 坂 駒 門 神 山			
消防長	1	第3分団 (原里) (分団本部2人) 50人 うち機能別10人	第1部 17(2) 第2部 8(3) 第3部 10(2) 第4部 7(1) 第5部 6(2)	森の腰 神 場 板 妻 保土沢 大 沢	第3分団 (原里) (分団本部2人) 50人 うち機能別8人	第1部 16(1) 第2部 8(3) 第3部 10(1) 第4部 8(1) 第5部 6(2)	森の腰 神 場 板 妻 保土沢 大 沢			
消防総務課	5	第4分団 (玉穂) (分団本部2人) 36人 うち機能別3人	第1部 12(3) 第2部 12 第3部 10	中 畑 茱萸沢 滝ヶ原	第4分団 (玉穂) (分団本部2人) 33人 うち機能別2人	第1部 10(2) 第2部 11 第3部 10	中 畑 茱萸沢 滝ヶ原			
予防課	9	第5分団 (印野) (分団本部2人) 37人 うち機能別4人	第1部 25(2) 第2部 10(2)	時之栖 印 野	第5分団 (印野) (分団本部2人) 35人 うち機能別5人	第1部 24(3) 第2部 9(2)	時之栖 印 野			
警防課	5	第6分団 (高根) (分団本部2人) 50人 うち機能別4人	第1部 13(2) 第2部 15 第3部 9(1) 第4部 11(1)	塚 原 古 沢 上小林 美乃和	第6分団 (高根) (分団本部2人) 53人 うち機能別7人	第1部 13(2) 第2部 17(2) 第3部 9(1) 第4部 12(2)	塚 原 古 沢 上小林 美乃和			
救急課	3	合計	26部	340人 (うち機能別32人)	合計	26部	333人 (うち機能別40人)			
通信指令課	12	消防本部・消防署配置車両 (小山消防署、須走分署分は除く)			消防本部・消防署配置車両 (小山消防署、須走分署分は除く) (略)					
御殿場消防署	55	種別	台数		種別	台数				
富士岡分署	14	指令車	1		指令車	1				
西分署	14	広報車	2		広報車	3				
(小山消防署)	(27)	査察車	1		査察車	1				
(須走分署)	(12)	指揮車	1		指揮車	1				
合計	157	消防ポンプ自動車	1		消防ポンプ自動車	1				
		水槽付消防ポンプ自動車	3		水槽付消防ポンプ自動車	3				
		化学消防ポンプ自動車	1		化学消防ポンプ自動車	1				
		はしご付消防ポンプ自動車	1		はしご付消防ポンプ自動車	1				
		小型動力ポンプ付水槽車	1		小型動力ポンプ付水槽車	1				
		救助工作車	1		救助工作車	1				
		救急自動車	4		救急自動車	4				
		後方支援車	1		後方支援車	1				
		バイク	0		バイク	0				
		その他の車両	3		その他の車両	3				

	旧	新	備考																																																																						
資料 -50-	<p>(略)</p> <p>気象概要 観測史上1～5位の値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素名/順位</th> <th>1位</th> <th>2位</th> <th>3位</th> <th>4位</th> <th>5位</th> <th>統計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日最大10分 間降水量(mm)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>19.0 2012/7/14</td> <td>2008/3 2024/12</td> </tr> <tr> <td>日最大1時間 降水量(mm)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>65 1982/8/1</td> <td>1976/1 2024/12</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間	(略)	日最大10分 間降水量(mm)	(略)	(略)	(略)	(略)	19.0 2012/7/14	2008/3 2024/12	日最大1時間 降水量(mm)	(略)	(略)	(略)	(略)	65 1982/8/1	1976/1 2024/12	(略)	<p>(略)</p> <p>気象概要 観測史上1～5位の値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素名/順位</th> <th>1位</th> <th>2位</th> <th>3位</th> <th>4位</th> <th>5位</th> <th>統計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日最大10分 間降水量(mm)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>20.0</u> <u>2024/11/2</u></td> <td><u>2008/3</u> <u>2025/12</u></td> </tr> <tr> <td>日最大1時間 降水量(mm)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>74</u> <u>2025/9/11</u></td> <td><u>1976/1</u> <u>2025/12</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間	(略)	日最大10分 間降水量(mm)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>20.0</u> <u>2024/11/2</u>	<u>2008/3</u> <u>2025/12</u>	日最大1時間 降水量(mm)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>74</u> <u>2025/9/11</u>	<u>1976/1</u> <u>2025/12</u>	(略)	<p>時点修正</p>																								
要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																			
日最大10分 間降水量(mm)	(略)	(略)	(略)	(略)	19.0 2012/7/14	2008/3 2024/12																																																																			
日最大1時間 降水量(mm)	(略)	(略)	(略)	(略)	65 1982/8/1	1976/1 2024/12																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																			
要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																			
日最大10分 間降水量(mm)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>20.0</u> <u>2024/11/2</u>	<u>2008/3</u> <u>2025/12</u>																																																																			
日最大1時間 降水量(mm)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>74</u> <u>2025/9/11</u>	<u>1976/1</u> <u>2025/12</u>																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																			
資料 -58-	<p>連絡系統図</p> <p>(略)</p>	<p>連絡系統図</p> <p>(略)</p>	<p>表現の適正化</p>																																																																						

御殿場市地域防災計画（資料編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考
資料 -63-	戸別受信機設置数 <u>26,447台【令和5年度末時点】</u> (略)	戸別受信機設置数 <u>26,770台【令和7年12月末時点】</u> (略)	時点修正
資料 -65-	報道機関名簿 地方紙記者名簿 社名 所在地 電話番号 FAX (略) (略) (略) (略) <u>日刊静岡</u> <u>御殿場市川島田1440</u> <u>(89)8930</u> <u>(89)8932</u> <u>沼津記者会 FAX 055(934)1109</u>	報道機関名簿 地方紙記者名簿 社名 所在地 電話番号 FAX (略) (略) (略) (略) 朝日新聞 <u>富士市緑町1-28</u> <u>0545(51)1556</u> <u>0545(30)8758</u> 読売新聞 <u>沼津市大手町3-2-15 沼津駅前YKビル5階</u> <u>055(951)8880</u> <u>055(951)8881</u> (略) (略) (略) (略) 中日新聞・東京新聞 <u>沼津市大手町2-9-5 堺沢ビル5階B号室</u> <u>055(962)1123</u> <u>055(962)5964</u>	時点修正
資料 -76-	災害時の要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定 (市内各福祉施設と私立保育園等) No. 協定先 協定対象施設名 所在地 電話 FAX (略) (略) (略) (略) (略) (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	災害時の要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定 (市内各福祉施設と私立保育園等) No. 協定先 協定対象施設名 所在地 電話 FAX (略) (略) (略) (略) (略) (略) <u>14</u> <u>(医)康生会</u> <u>Kanon</u> <u>新橋1175-1</u> <u>82-3567</u> <u>82-3887</u>	対象施設の追加
資料 -77-	避難所別福祉避難所 No. 避難所(施設名称) 電話 知的障害者(重症心身障害児者) 高齢者、身体・精神障害者、難病患者 (略) (略) (略) (略) (略) 4 御殿場南小学校 82-0911 富岳の園 <u>白雪</u> 5 御殿場南高等学校 82-1272 富岳の園 <u>すずらん</u> (略) (略) (略) (略) (略)	避難所別福祉避難所 No. 避難所(施設名称) 電話 知的障害者(重症心身障害児者) 高齢者、身体・精神障害者、難病患者 (略) (略) (略) (略) (略) 4 御殿場南小学校 82-0911 富岳の園 <u>Kanon</u> 5 御殿場南高等学校 82-1272 富岳の園 <u>Kanon</u> (略) (略) (略) (略) (略)	対象施設の追加に伴う変更
資料 -88-	し尿処理施設一覧表 施設名 所在地 無線ID 処理能力 御殿場市・小山町広域行政組合 衛生センター 中丸19 227 140k l /日	し尿処理施設一覧表 施設名 所在地 無線ID 処理能力 御殿場市・小山町広域行政組合 衛生センター 中丸19 227 140k l /日	表現の適正化

		旧			新	備考	
資料 -90-	<u>応急救助事務早見表</u>				<u>(削除)</u>		
	<u>救助の種類</u>	<u>対象</u>	<u>費用の限度額</u>	<u>期間</u>			<u>備考</u>
	<u>避難所の設置</u>	<u>災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。</u>	<u>(基本額)</u> <u>避難所設置費：1人1日</u> <u>当り 320 円以内</u> <u>(加算額)</u> <u>冬季：別に定める額を加算</u> <u>高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</u>	<u>災害発生から 7 日以内</u>			<u>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上料又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</u> <u>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</u>
	<u>応急仮設住宅の供与</u>	<u>住宅が全壊・全焼又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者</u>	<u>(規格)</u> <u>1 戸当たり平均 29.7 m<sup>2</sup></u> <u>(9 坪)を基準とする。</u> <u>(限度額)</u> <u>1 戸当たり 2,621,000 円以内</u> <u>(集会施設)</u> <u>同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)</u>	<u>災害発生日から 20 日以内 着工</u>			<u>1 平均 1 戸当たり 29.7 m<sup>2</sup>、2,621,000 円以内であればよい。</u> <u>2 高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</u> <u>3 供与期間 最高 2 年以内</u> <u>4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</u>
<u>炊き出しその他による食品の給与</u>	<u>1 避難所に収容された者</u> <u>2 全半壊（焼）、流出、床上浸水で炊事ができない者</u>	<u>1 日 1 人当り 1,080 円以内</u>	<u>災害発生日から 7 日以内</u>	<u>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額内であればよい。</u> <u>(1 食は 1/3 日)</u>			

御殿場市地域防災計画（資料編）の一部を修正する新旧対照表

		旧							新	備考	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）		当該地域における通常の実費				災害発生日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上		(削除)	
	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者		1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）の季節は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増す毎に加算		
		全 壊 全 焼 流 出	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700		
			冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000		
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600		
	冬		9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500			
救助の種類	対 象		費用の限度額				期 間	備 考			
医療	医療の途を失った者（応急的処置）		1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具の破損等の実費 2 病院・診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内				災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上			

御殿場市地域防災計画（資料編）の一部を修正する新旧対照表

		旧			新			備考
	助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班 使用した衛生材料等の実費 2 助産師 慣行料金の100分の80 以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上			
	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上			
	被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 567,000円以内	災害発生日から1ヶ月以内				
	学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,200円 中学校生徒 4,500円 高等学校等生徒	災害発生日から（教科書）1ヶ月以内（文房具及び通学用品）15日	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。			
					(削除)			

御殿場市地域防災計画（資料編）の一部を修正する新旧対照表

		旧			新	備考
			4,900 円	以内	(削除)	
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 208,700 円以内 小人（12 歳未満） 167,000 円以内	災害発 生日か ら 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。		
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考		
死体の捜索	行方不明の状態あり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発 生日か ら 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。		
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する措置（埋葬を除く）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,400 円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発 生日か ら 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存用にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。		
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 134,300 円以内	災害発 生日か ら 10 日以内			
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内			

		旧				新	備考
		<u>理配分</u>				<u>(削除)</u>	
		<u>範囲</u>	<u>費用の限度額</u>	<u>期間</u>	<u>備考</u>		
	<u>実費弁償</u>	<u>災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者</u>	<u>災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。</u>	<u>救助の実施が認められる期間以内</u>	<u>時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額</u>		
	<p>※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、市長は県知事に要請し、県知事は厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>○御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例</p> <p>(略)</p> <p>(償還及び貸付条件等)</p> <p>第14条 災害援護資金の貸付金(以下「貸付金」という。)の償還期間は、貸し付けた月の翌月から起算して10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等<u>年賦償還によるもの</u>とする。ただし、期限前であっても貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。</p> <p><u>3 貸付金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除きその利率を年3パーセントとする。</u></p> <p><u>4 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、市内に住所を有し、償還能力があると市長が認める者1人を保証人として定めなければならない。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(償還免除等)</p> <p>第15条 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶与については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>						
資料 -94-						<p>○御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例</p> <p>(略)</p> <p>(償還及び貸付条件等)</p> <p>第14条 災害援護資金の貸付金(以下「貸付金」という。)の償還期間は、貸し付けた月の翌月から起算して10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等による<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</u>とする。ただし、期限前であっても貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。</p> <p><u>3 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を定めることができる。</u></p> <p><u>4 貸付金は、前項の規定により保証人を定める場合は無利子とし、保証人を定めない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除きその利率を年1パーセントとする。</u></p> <p><u>5 第3項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証責務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還免除等)</p> <p>第15条 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p><u>(支給審査委員会の設置)</u></p> <p><u>第16条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、御殿場市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u></p> <p><u>(委員会の組織)</u></p> <p>第17条 委員会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(1) 医療又は法務に関し知識と経験を有する者</u></p>	<p>条例改正に伴う修正</p>

御殿場市地域防災計画（資料編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考
資料 -98-	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(委任) 第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>○御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則</p> <p>(略)</p> <p>(災害援護資金の借入申込み)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(4) 保証人となるべき者に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(借用書の提出)</p>	<p>(2) 市職員</p> <p><u>2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から調査審議が終了する日までとする。</u></p> <p><u>(委員会の委員長)</u></p> <p><u>第18条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。</u></p> <p><u>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</u></p> <p><u>3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。</u></p> <p><u>(委員会の会議)</u></p> <p><u>第19条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。</u></p> <p><u>2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</u></p> <p><u>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>(庶務)</u></p> <p><u>第20条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第21条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(略)</p> <p><u>附則（令和2年3月27日条例第19号）</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(招集の特例)</u></p> <p><u>2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の招集は、第19条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。</u></p> <p><u>(御殿場市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)</u></p> <p><u>3 御殿場市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和31年御殿場市条例第29号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>別表第2項の表中「福祉有償運送運営協議会」の次に「、災害弔慰金等支給審査委員会」を加える。</u></p> <p>(略)</p> <p>○御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則</p> <p>(略)</p> <p>(災害援護資金の借入申込み)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(4) 保証人<u>を定める場合は、保証人</u>となるべき者に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(借用書の提出)</p>	<p>規則改正に伴う修正</p>

御殿場市地域防災計画（資料編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>第7条 前条第1項の災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第4号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書を添えて提出しなければならない。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>(償還金の支払猶予)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。</p> <p>(1)借受人の死亡を証する書類</p> <p>(2)借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第7条 前条第1項の災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第4号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて提出しなければならない。</p> <p><u>2 条例第14条第3項の規定により保証人を定める場合は、保証人名を借用書に連署し、前項に定める書類に加え、保証人の印鑑証明書を添えて提出しなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(償還金の支払猶予)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。</p> <p>(1)借受人の死亡を証する書類</p> <p>(2)借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類</p> <p><u>(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附則（令和2年3月27日規則第22号）</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この規則の施行の際、改正前の御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定により作成された用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p>	
資料 -101	<p><u>○御殿場市り災証明書交付要綱</u></p> <p style="text-align: right;">平成12年4月1日 告示第59号</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この要綱は、災害により被害を受けたものに対し、り災証明書(以下「証明書」という。)を交付することについて、必要な事項を定める。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この要綱において災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。</u></p> <p><u>(交付対象)</u></p> <p><u>第3条 証明書は、災害により被害を受けた市内の土地及び建物の所有者又は使用者に交付する。</u></p> <p><u>(証明書の申請)</u></p> <p><u>第4条 証明書の交付を受けようとする者は、り災証明申請書(以下「証明願」という。様式第1号)に、り災状況が判断できる写真を添えて、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(証明書の交付)</u></p>	<p><u>御殿場市罹災証明書交付要綱</u></p> <p style="text-align: right;">令和7年12月24日 告示第492号</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この要綱は、災害により被害を受けた者に対し、罹災証明書を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。</u></p> <p><u>(2) 住家 災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付け府防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に規定する住家をいう。</u></p> <p><u>(交付対象者)</u></p> <p><u>第3条 罹災証明書の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、災害により被害を受けた住家の世帯主とする。</u></p>	要綱全部改正に伴う修正

	旧	新	備考
	<p><u>第5条 市長は、前条に定める証明願の提出があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、り災証明書(様式第2号)を交付するものとする。</u></p> <p><u>(補則)</u></p> <p><u>第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この告示は、公示の日から施行する。</u></p>	<p><u>(罹災証明書の申請)</u></p> <p><u>第4条 罹災証明書の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、罹災証明申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、運転免許証、旅券、個人番号カードその他の本人確認書類の提示又は市長が相当と認める方法により本人であることを示さなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、申請者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムにより罹災証明書の交付を申請することができる。この場合において、申請者は、申請に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する個人番号カード用署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定するものをいう。）と併せて、これを送信しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の申請は、災害発生後3か月以内に行うものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>4 災害により被害を受けた住家が申請者の所有でない場合にあつては、申請者は第1項又は第2項の申請について、あらかじめ所有者の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>5 第1項の申請は、代理人によってすることができる。この場合において、代理人（申請者と同一の世帯に属する者を除く。）は委任状を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(証明書の交付等)</u></p> <p><u>第5条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月内閣府（防災担当）。以下「運用指針」という。）等に基づき、住家に生じた被害の状況を実地にて調査し、罹災証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）を当該申請者に交付するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定により証明書の交付を受けた申請者は、当該証明書に記載された被害の程度等に不服がある場合は、住家被害認定再調査申請書（様式第3号）により市長に再調査を申請することができる。</u></p> <p><u>3 市長は、前項の申請があつたときは、実地にて再調査を行い、必要に応じて証明書を再交付するものとする。</u></p> <p><u>4 前条第5項の規定は、第2項の申請について準用する。</u></p> <p><u>(実地調査の省略)</u></p> <p><u>第6条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、被害の状況を示す写真から次のいずれかに該当することが一見して明らかに判定又は確認できる場合には、実地調査を省略することができる。</u></p> <p><u>(1) 地震による被害を受けた住家が運用指針における全壊と判定できる場合</u></p> <p><u>(2) 水害による被害を受けた住家の浸水深が確認できる場合</u></p> <p><u>(3) 災害による被害を受けた住家が運用指針における準半壊に至らない被害であると判定できる場合</u></p>	

御殿場市地域防災計画（資料編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考
		<p><u>2 前項の規定による実地調査の省略に同意する申請者は、第4条第1項の申請書の提出に当たり、被害の状況が分かる写真等を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(手数料)</u></p> <p><u>第7条 証明書の交付に係る手数料は、徴収しない。</u></p> <p><u>(補則)</u></p> <p><u>第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この告示は、公示の日から施行する。</u></p>	

	旧	新	備考																										
		<p><u>様式第1号（第4条関係）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>罹災証明申請書</u> <span style="float: right;">年 月 日</span></p> <p><u>御殿場市長</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;"><u>申請者</u> <u>（世帯主）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>住所</u></td> <td style="text-align: center;"><u>電話番号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>（現在の居所・連絡先）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>電話番号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>（ふりがな）</u> <u>氏名</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>窓口に</u> <u>来られた方</u> <u>（申請者と同</u> <u>じ場合は記</u> <u>入不要）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>住所</u></td> <td style="text-align: center;"><u>電話番号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>（ふりがな）</u> <u>氏名</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>申請者との関係</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>罹災原因</u></td> <td style="text-align: center;"><u>年 月 日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>による</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>被災住家<sup>※1</sup></u> <u>の所在地</u> <u>（申請者住所と</u> <u>同じ場合は記</u> <u>入不要）</u></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>御殿場市</u>  <u>（アパート等の場合は建物名称も記入してください。）</u></td> </tr> </table> <p>※1 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していること）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>被災住家<sup>※1</sup>の区分</u></td> <td><input type="checkbox"/>持家（物件居住者兼所有者） <input type="checkbox"/>借家（物件居住者）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>住家<sup>※1</sup>の被害</u></td> <td><input type="checkbox"/>浸水被害（<input type="checkbox"/>床上 <input type="checkbox"/>床下） <input type="checkbox"/>その他被害（以下に記入） <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>写真による被害区分</u> <u>の判定<sup>※2</sup></u></td> <td><input type="checkbox"/>希望する（写真を添付） <input type="checkbox"/>希望しない</td> </tr> </table> <p>※2 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合</li> <li>・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合</li> <li>・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合 （「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります。）</li> </ul> <p>※2 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。</p>	<u>申請者</u> <u>（世帯主）</u>	<u>住所</u>	<u>電話番号</u>	<u>（現在の居所・連絡先）</u>	<u>電話番号</u>	<u>（ふりがな）</u> <u>氏名</u>		<u>窓口に</u> <u>来られた方</u> <u>（申請者と同</u> <u>じ場合は記</u> <u>入不要）</u>	<u>住所</u>	<u>電話番号</u>	<u>（ふりがな）</u> <u>氏名</u>		<u>申請者との関係</u>		<u>罹災原因</u>	<u>年 月 日</u>	<u>による</u>	<u>被災住家<sup>※1</sup></u> <u>の所在地</u> <u>（申請者住所と</u> <u>同じ場合は記</u> <u>入不要）</u>	<u>御殿場市</u>  <u>（アパート等の場合は建物名称も記入してください。）</u>		<u>被災住家<sup>※1</sup>の区分</u>	<input type="checkbox"/> 持家（物件居住者兼所有者） <input type="checkbox"/> 借家（物件居住者）	<u>住家<sup>※1</sup>の被害</u>	<input type="checkbox"/> 浸水被害（ <input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下） <input type="checkbox"/> その他被害（以下に記入） <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>	<u>写真による被害区分</u> <u>の判定<sup>※2</sup></u>	<input type="checkbox"/> 希望する（写真を添付） <input type="checkbox"/> 希望しない	裏面あり
<u>申請者</u> <u>（世帯主）</u>	<u>住所</u>	<u>電話番号</u>																											
	<u>（現在の居所・連絡先）</u>	<u>電話番号</u>																											
	<u>（ふりがな）</u> <u>氏名</u>																												
<u>窓口に</u> <u>来られた方</u> <u>（申請者と同</u> <u>じ場合は記</u> <u>入不要）</u>	<u>住所</u>	<u>電話番号</u>																											
	<u>（ふりがな）</u> <u>氏名</u>																												
	<u>申請者との関係</u>																												
<u>罹災原因</u>	<u>年 月 日</u>	<u>による</u>																											
<u>被災住家<sup>※1</sup></u> <u>の所在地</u> <u>（申請者住所と</u> <u>同じ場合は記</u> <u>入不要）</u>	<u>御殿場市</u>  <u>（アパート等の場合は建物名称も記入してください。）</u>																												
<u>被災住家<sup>※1</sup>の区分</u>	<input type="checkbox"/> 持家（物件居住者兼所有者） <input type="checkbox"/> 借家（物件居住者）																												
<u>住家<sup>※1</sup>の被害</u>	<input type="checkbox"/> 浸水被害（ <input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下） <input type="checkbox"/> その他被害（以下に記入） <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>																												
<u>写真による被害区分</u> <u>の判定<sup>※2</sup></u>	<input type="checkbox"/> 希望する（写真を添付） <input type="checkbox"/> 希望しない																												



	旧	新	備考																																																								
		<p>様式第2号(第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">罹災証明書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>世帯主住所</u></td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td><u>世帯主氏名</u></td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">記載事項①</td> <td colspan="5"><u>被災者区分：</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5"><u>世帯構成員：</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>構成員氏名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>続柄</u></td> <td style="text-align: center;"><u>年齢</u></td> <td style="text-align: center;"><u>構成員氏名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>続柄</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><u>罹災原因</u> 年 月 日の による</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>被災住家*の所在地</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>住家*の被害の程度</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>追加記載事項②</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>追加記載事項③</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり、相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">御殿場市長 印</p>	<u>世帯主住所</u>						<u>世帯主氏名</u>						記載事項①	<u>被災者区分：</u>					<u>世帯構成員：</u>					<u>構成員氏名</u>	<u>続柄</u>	<u>年齢</u>	<u>構成員氏名</u>	<u>続柄</u>																					<u>被災住家*の所在地</u>		<u>住家*の被害の程度</u>		<u>追加記載事項②</u>		<u>追加記載事項③</u>		
<u>世帯主住所</u>																																																											
<u>世帯主氏名</u>																																																											
記載事項①	<u>被災者区分：</u>																																																										
	<u>世帯構成員：</u>																																																										
	<u>構成員氏名</u>	<u>続柄</u>	<u>年齢</u>	<u>構成員氏名</u>	<u>続柄</u>																																																						
<u>被災住家*の所在地</u>																																																											
<u>住家*の被害の程度</u>																																																											
<u>追加記載事項②</u>																																																											
<u>追加記載事項③</u>																																																											

	旧	新	備考																																																																												
		<p>様式第3号(第7条関係)</p> <p style="text-align: right;">住家被害認定再調査申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>御殿場市長</p> <p>下記の「被害の程度」について再調査を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%; text-align: center;">申請者 (世帯主)</td> <td style="width: 20%;">住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">電話番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(現在の居所・連絡先)</td> <td style="text-align: right;">電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ふりがな)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">窓口に 来られた方 (申請者と同じ場合は記入不要)</td> <td>住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">電話番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">申請者との関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>罹災原因</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日の</td> <td style="text-align: right;">による</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">被災住家*の所在地</td> <td style="width: 20%;"> <input type="checkbox"/>持家（物件居住者兼所有者） <input type="checkbox"/>借家（物件居住者）                 </td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>御殿場市 (アパート等の場合は建物名称も記入して下さい。)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>住家*の被害</td> <td> <input type="checkbox"/>浸水被害（<input type="checkbox"/>床上 <input type="checkbox"/>床下） <input type="checkbox"/>その他被害（以下に記入）                 </td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[ ]</td> </tr> <tr> <td>交付済み 証明書番号</td> <td></td> <td style="text-align: center;">第 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再調査理由</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">再調査理由 となる被害箇所 (具体的に)</td> <td>屋根</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>基礎</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付資料</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。</p> <p>・再調査申請書提出の際は、従前に交付を受けた罹災証明書を添付してください。</p> <p>・本人又は同一世帯以外の方が申請する場合は、裏面の委任状に記入してください。</p>	申請者 (世帯主)	住所			電話番号			(現在の居所・連絡先)	電話番号			(ふりがな)				氏名			窓口に 来られた方 (申請者と同じ場合は記入不要)	住所			電話番号			(ふりがな)				氏名					申請者との関係		罹災原因		年 月 日の	による	被災住家*の所在地	<input type="checkbox"/> 持家（物件居住者兼所有者） <input type="checkbox"/> 借家（物件居住者）			御殿場市 (アパート等の場合は建物名称も記入して下さい。)			住家*の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害（ <input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下） <input type="checkbox"/> その他被害（以下に記入）	[ ]		交付済み 証明書番号		第 号		再調査理由				再調査理由 となる被害箇所 (具体的に)	屋根			外壁			基礎			その他				添付資料			裏面あり
申請者 (世帯主)	住所																																																																														
	電話番号																																																																														
	(現在の居所・連絡先)	電話番号																																																																													
	(ふりがな)																																																																														
	氏名																																																																														
窓口に 来られた方 (申請者と同じ場合は記入不要)	住所																																																																														
	電話番号																																																																														
	(ふりがな)																																																																														
	氏名																																																																														
		申請者との関係																																																																													
罹災原因		年 月 日の	による																																																																												
被災住家*の所在地	<input type="checkbox"/> 持家（物件居住者兼所有者） <input type="checkbox"/> 借家（物件居住者）																																																																														
	御殿場市 (アパート等の場合は建物名称も記入して下さい。)																																																																														
住家*の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害（ <input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下） <input type="checkbox"/> その他被害（以下に記入）	[ ]																																																																													
交付済み 証明書番号		第 号																																																																													
再調査理由																																																																															
再調査理由 となる被害箇所 (具体的に)	屋根																																																																														
	外壁																																																																														
	基礎																																																																														
	その他																																																																														
	添付資料																																																																														

御殿場市地域防災計画（資料編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考
		<p style="text-align: center;"><u>委任状</u></p> <p>代理人（受任者） <u>住所</u>  <u>氏名</u></p> <p style="text-align: center;"><u>上記代理人に、住家被害認定再調査の申請及び罹災証明書の受領について委任します。</u></p> <p style="text-align: center;">委任者 <u>住所</u>  <u>氏名</u> (署名または記名押印)</p>	

	旧	新	備考
資料 -109	<u>(追加)</u>	<p><u>御殿場市被災届出証明書交付要領</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この要領は、災害によって御殿場市（以下「市」という。）内において生じた被害に係る届出に対し、市が交付する被災届出証明書を交付することについて、必要な事項を定める。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。</u></p> <p><u>(2) 被災届出証明書 御殿場市罹災証明書交付要綱（平成12年告示第59号）第3条の規定による罹災証明書の発行対象とならない被害について、市長に届け出た事実を証明するものをいう。</u></p> <p><u>(交付対象者)</u></p> <p><u>第3条 被災届出証明書は、災害により被害を受けた市内の非住家その他の資産の所有者又は使用者（当該資産に係る権利の相続人を含む。）その他市長が特に必要と認めた者に交付する。</u></p> <p><u>(証明書の申請)</u></p> <p><u>第4条 被災届出証明書の交付を受けようとする者は、被災届出証明願（様式第1号。以下「証明願」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 被災状況が確認できる写真又は修理等に係る見積書等</u></p> <p><u>(2) その他市長が必要と認める書類</u></p> <p><u>2 前項の規定による申請は、災害発生後3か月以内に行うものとする。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により証明願を提出する者（以下「提出者」という。）は、運転免許証、旅券、個人番号カードその他本人確認書類の提示その他市長が適当と認める方法により、本人であることを示さなければならない。</u></p> <p><u>4 災害により被害を受けた市内の非住家その他の資産が提出者の所有するものでない場合にあつては、提出者は第1項の規定により証明願を提出することについて、あらかじめ所有者の承諾を得ておかななければならない。</u></p> <p><u>5 第1項の証明願の提出は、代理人によってすることができる。この場合において、代理人（提出者と同一の世帯に属する者を除く。）は、委任状を提出しなければならない。</u></p>	新規要領の追加

御殿場市地域防災計画（資料編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考
		<p><u>（証明書の交付）</u></p> <p><u>第5条 市長は、前条に定める証明願の提出があったときは、これに対し、被災届出証明書（様式第2号）を交付するものとする。</u></p> <p><u>（手数料）</u></p> <p><u>第6条 被災届出証明書交付に係る手数料は、徴収しない。</u></p> <p><u>（補則）</u></p> <p><u>第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和7年12月19日から施行する。</u></p>	

	旧	新	備考																											
		<p>様式第1号（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">被災届出証明願</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">被災の状況</td> <td style="text-align: center;">災害の原因</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被災場所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被災物件</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">特記事項</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">被災の程度</td> <td style="text-align: center;">被災内容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">備 考</td> </tr> </table> <p>様式第2号（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">被災届出証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記のとおり、被災の届出がなされたことを証明します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">御殿場市長 印</td> </tr> </table>	被災届出証明願		年 月 日		住所		氏名		被災の状況	災害の原因	被災場所	被災物件	特記事項		被災の程度	被災内容	その他	備 考		被災届出証明書		上記のとおり、被災の届出がなされたことを証明します。		年 月 日		御殿場市長 印		
被災届出証明願																														
年 月 日																														
住所																														
氏名																														
被災の状況	災害の原因																													
	被災場所																													
	被災物件																													
特記事項																														
被災の程度	被災内容																													
	その他																													
備 考																														
被災届出証明書																														
上記のとおり、被災の届出がなされたことを証明します。																														
年 月 日																														
御殿場市長 印																														

御殿場市地域防災計画（資料編）の一部を修正する新旧対照表

	旧	新	備考	
資料 -116	災害時各種計画・マニュアル等一覧 <span style="float: right;">令和7年2月1日現在</span>		時点修正	
	(略)	(略)		
	御殿場市土木災害対策マニュアル	管理維持課 令和6年4月		
資料 -117	(略)		新規追加 誤記修正 協定解除の反映 新規追加 新規追加 新規追加 新規追加	
	災害時応援協定・覚書等一覧 <span style="float: right;">令和7年2月28日現在</span>			
	協定等名称	協定先		締結日
	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	(追加)		(追加)
	災害時における災害緊急放送に関する協定	株式会社エフエム御殿場		平成26年3月21日
	<u>災害時における物資の供給及びヘリコプターを使用した災害支援に関する協定</u>	<u>株式会社ディーエイチシー</u>		<u>平成29年4月4日</u>
	(追加)	(追加)		(追加)
	(追加)	(追加)		(追加)
	(追加)	(追加)		(追加)
	(追加)	(追加)		(追加)
(略)		災害時各種計画・マニュアル等一覧 <span style="float: right;">令和8年2月1日現在</span>		
(略)	(略)	(略)		
御殿場市土木災害対策マニュアル	管理維持課	令和7年4月		
(略)		災害時応援協定・覚書等一覧 <span style="float: right;">令和8年2月1日現在</span>		
協定等名称	協定先	締結日		
災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	<u>医療法人社団康生会</u> <u>(Kanon)</u>	<u>令和7年3月4日</u>		
災害時における緊急放送に関する協定	株式会社エフエム御殿場	<u>令和3年4月1日</u>		
(削除)	(削除)	(削除)		
<u>広域水災発生時の共同取組に関する覚書</u>	<u>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</u>	<u>令和6年8月19日</u>		
<u>災害時における支援に関する協定</u>	<u>板妻南工業団地企業連絡協議会</u>	<u>令和7年12月28日</u>		
<u>災害又は事故における電気設備等の応急対策業務に関する協定</u>	<u>静岡県東部電気工事協同組合御殿場支部</u>	<u>令和8年1月26日</u>		
<u>御殿場市と御殿場ガス株式会社とのSDGs 未来都市推進に向けた包括連携協定</u>	<u>御殿場ガス株式会社</u>	<u>令和6年12月17日</u>		